

建設分野技能実習に関する事業協議会について

1 目的

建設分野技能実習に係る関係者間において、技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に有用な情報を共有し、連携の緊密化を図るとともに、その建設業の実情を踏まえた技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に資する取組について協議を行う。

(「外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律」第五十四条関係)

2 構成員（別紙1のとおり）

3 資料及び議事

後日公開

4 事務局

国土交通省不動産・建設経済局国際市場課

建設分野技能実習に関する事業協議会構成員名簿（敬称略）

<構成員>

- 1 佐賀大学経済学部 早川 智津子
- 2（公財）建設業適正取引推進機構
- 3 建設業労働災害防止協会
- 4（一社）建設産業専門団体連合会
- 5（一社）住宅生産団体連合会
- 6 全国管工事業協同組合連合会
- 7（一社）全国クレーン建設業協会
- 8（一社）全国建行協
- 9（一社）全国建設業協会
- 10（一社）全国建設産業協会
- 11（一社）全国建設室内工事業協会
- 12 全国建設労働組合総連合
- 13（一社）全国コンクリート圧送事業団体連合会
- 14 全国サイディング事業協同組合連合会
- 15（一社）全国住宅産業地域活性化協議会
- 16（一社）全国ダクト工業団体連合会
- 17 全国中小企業団体中央会
- 18（一社）全国中小建設業協会
- 19（一社）全国中小建設工事業団体連合会
- 20（公社）全国鉄筋工事業協会
- 21（一社）全国防水工事業協会
- 22 全国マスチック事業協同組合連合会
- 23（一社）全日本瓦工事業連盟
- 24（一社）鉄骨建設業協会
- 25（一社）日本ウエルポイント協会
- 26（一社）日本ウレタン断熱協会
- 27（公社）日本エクステリア建設業協会
- 28 日本外壁仕上業協同組合連合会

- 29 (一社) 日本型枠工事業協会
- 30 (一社) 日本管路更生工法品質確保協会
- 31 (一社) 日本機械土工協会
- 32 (一社) 日本橋梁建設協会
- 33 (一社) 日本金属屋根協会
- 34 (一社) 日本建設あと施工アンカー協会
- 35 日本建設インテリア事業協同組合連合会
- 36 (一社) 日本建設躯体工事業団体連合会
- 37 (一社) 日本建設機械施工協会
- 38 (一社) 日本建設業経営協会
- 39 (一社) 日本建設業連合会
- 40 (一社) 日本建築大工技能士会
- 41 (一社) 日本建築板金協会
- 42 (一社) 日本左官業組合連合会
- 43 (一社) 日本サッシ協会
- 44 日本室内装飾事業協同組合連合会
- 45 (一社) 日本シャッター・ドア協会
- 46 (一社) 日本造園組合連合会
- 47 (一社) 日本造園建設業協会
- 48 (一社) 日本タイル煉瓦工事工業会
- 49 (一社) 日本塗装工業会
- 50 (一社) 日本鳶工業連合会
- 51 (一社) 日本発破・破碎協会
- 52 (一社) 日本保温保冷工業協会
- 53 (一社) 日本木造住宅産業協会
- 54 (一社) 日本溶接協会
- 55 (一社) 日本冷凍空調設備工業連合会
- 56 (一社) プレストレスト・コンクリート工事業協会
- 57 (一社) 窓廻り装飾事業協会
- 58 (一社) マンション計画修繕施工協会
- 59 国土交通省不動産・建設経済局国際市場課

<オブザーバー>

60 外国人技能実習機構

61 (一社) 建設技能人材機構

62 (一財) 国際建設技能振興機構

63 法務省 出入国在留管理庁在留管理支援部在留管理課特定技能・技能実習運用
企画室

64 厚生労働省 人材開発統括官付海外人材育成担当参事官室

建設分野技能実習に関する事業協議会 設置要綱

（名称）

第1条 本協議会は、建設分野技能実習に関する事業協議会（以下「協議会」という。）という。

（目的）

第2条 協議会は、建設分野技能実習に係る関係者間において、技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に有用な情報を共有し、連携の緊密化を図るとともに、その建設業の実情を踏まえた技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に資する取組について協議を行うことを目的とする。

（活動内容）

第3条 協議会は、前条の目的を達成するため、次の活動を行う。

- 一 建設分野技能実習の実施状況に係る情報共有
- 二 本実習の適正な監理を推進する上での課題に関する意見の交換
- 三 本実習の適正な監理の徹底に向けた周知及び啓発
- 四 その他協議会の目的を達成するために必要な活動

（構成員）

第4条 協議会は、次に掲げる構成員をもって組織する。

- 一 学識経験者
- 二 建設業者団体（元請団体、専門工事業団体等）
- 三 国土交通省
- 四 その他協議会の目的を達成するために必要と認められる者

2 新たに構成員となろうとする者は、次条に規定する座長の承認を得て構成員となる。

（座長）

第5条 協議会に座長を置く。

- 2 座長は、構成員の中から互選によって選出する。
- 3 座長は、協議会を代表し、運営を統括する。

（協議会の開催）

第6条 協議会は、次条に規定する事務局が招集する。

（事務局）

第7条 協議会の事務は、国土交通省不動産・建設経済局国際市場課が行う。

（資料及び議事の公開）

第8条 協議会の資料及び議事概要は、国土交通省ホームページで会議開催後日公開する。ただし、座長が必要と認めるものは非公表とすることができる。

（雑則）

第9条 協議会は、必要に応じて、本要綱の規定の見直しを行うものとする。

2 要綱の見直しは、構成員の定員の過半数の賛成を以て了承されるものとする。

第10条 本要綱に定めるもののほか、協議会の運営に必要な事項は別に定める。

附 則

本要綱は、平成30年3月26日より施行する。

附 則（令和5年3月23日）

本要綱は、令和5年3月23日より施行する。

外国人技能実習制度の現状と課題

令和6年3月 令和5年度 建設分野技能実習に関する事業協議会資料

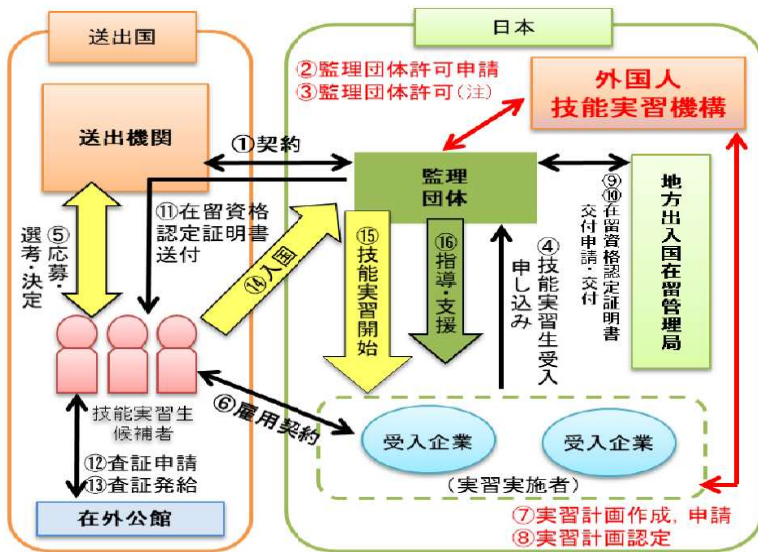
厚生労働省人材開発統括官付
海外人材育成担当参事官室

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

- 技能実習制度は、国際貢献のため、開発途上国等の外国人を日本で一定期間（最長5年間）に限り受け入れ、O J Tを通じて技能を移転する制度。（平成5年に制度創設）
- 技能実習生は、入国直後の講習期間以外は、雇用関係の下、労働関係法令等が適用されており、現在全国に約36万人在留している。
※令和5年6月末時点

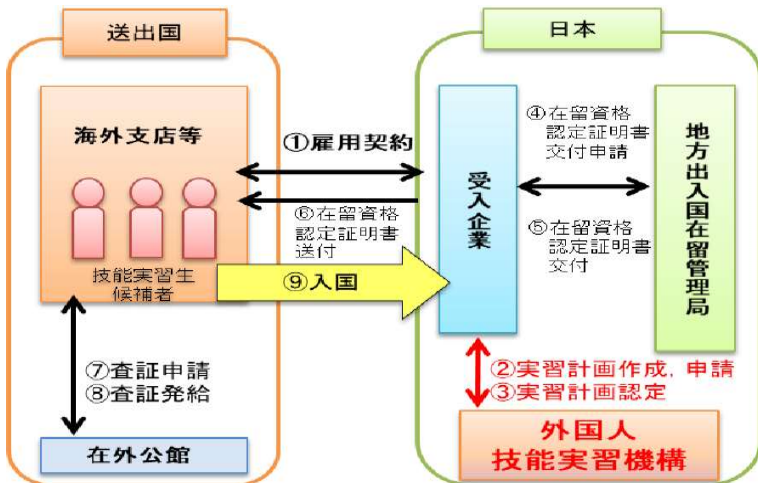
技能実習制度の受入れ機関別のタイプ

【団体監理型】 非営利の監理団体（事業協同組合、商工会等）が技能実習生を受入れ、傘下の企業等で技能実習を実施

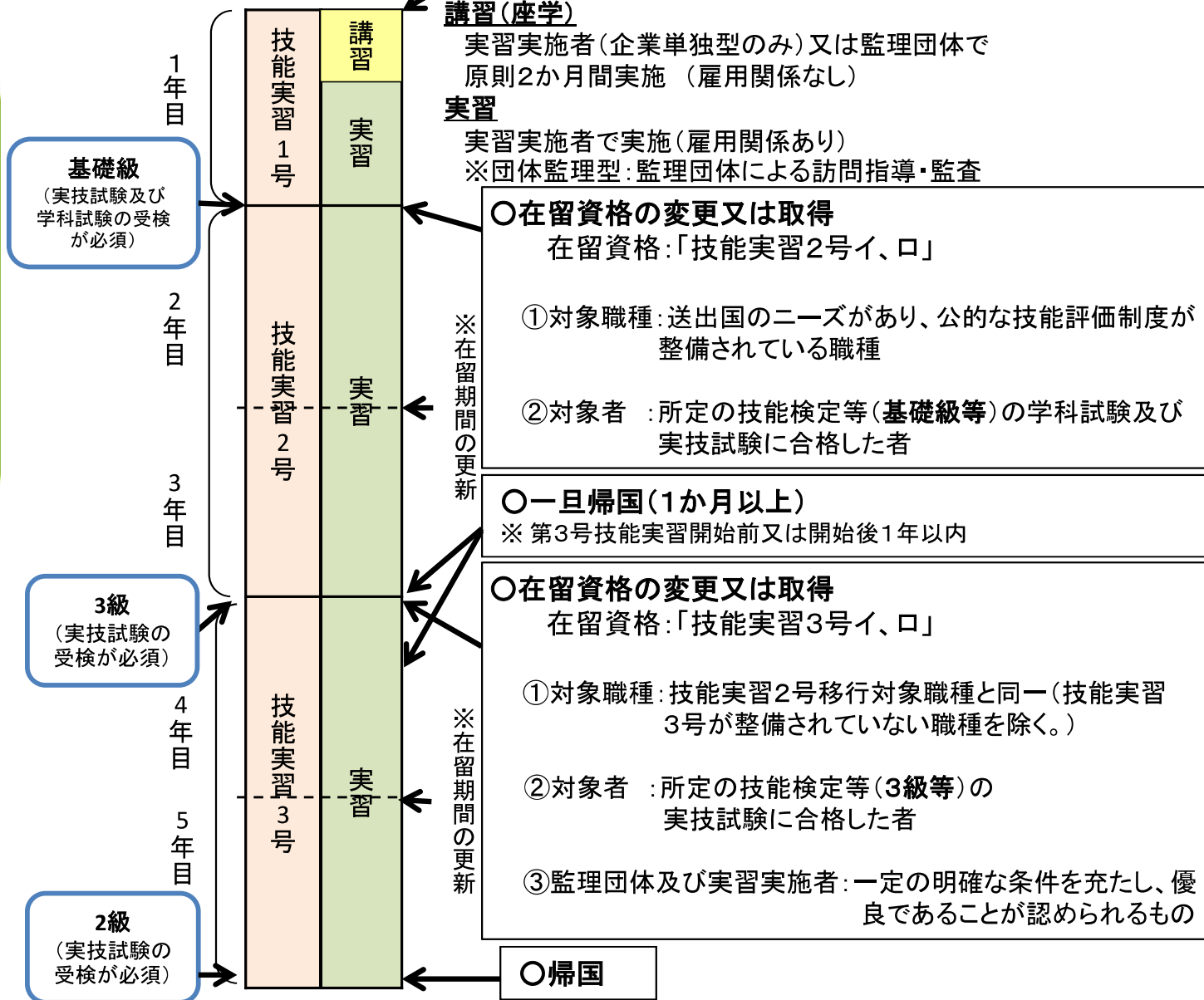


注：外国人技能実習機構による調査を経て、主務大臣が団体を許可

【企業単独型】 日本の企業等が海外の現地法人、合併企業や取引先企業の職員を受け入れて技能実習を実施

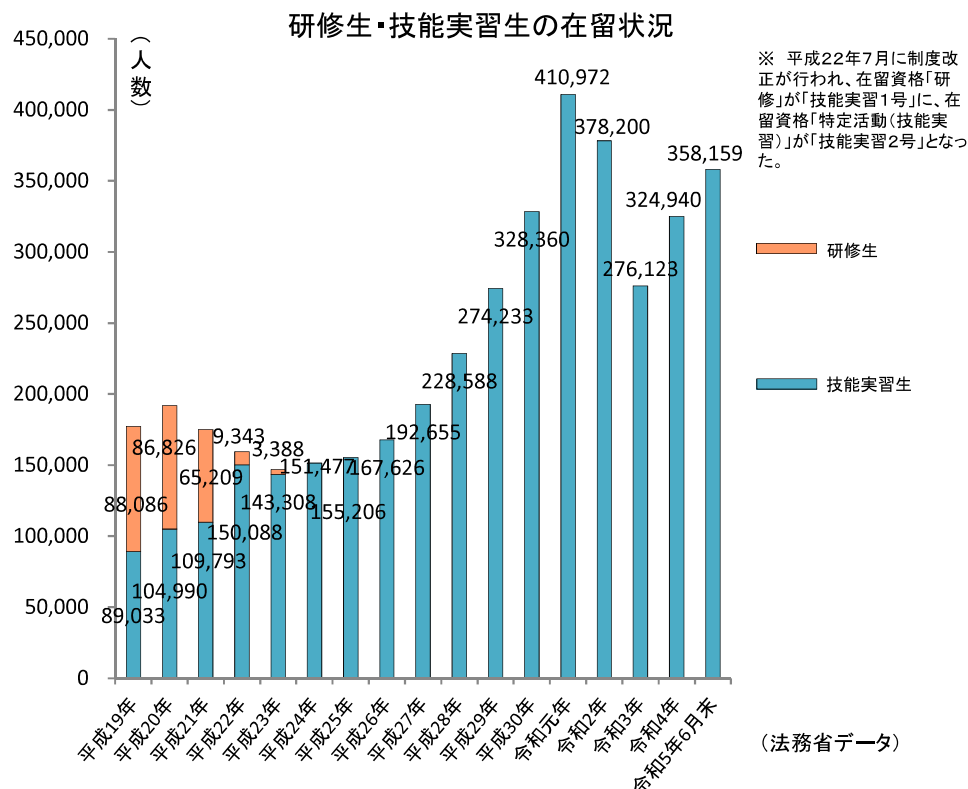


技能実習の流れ

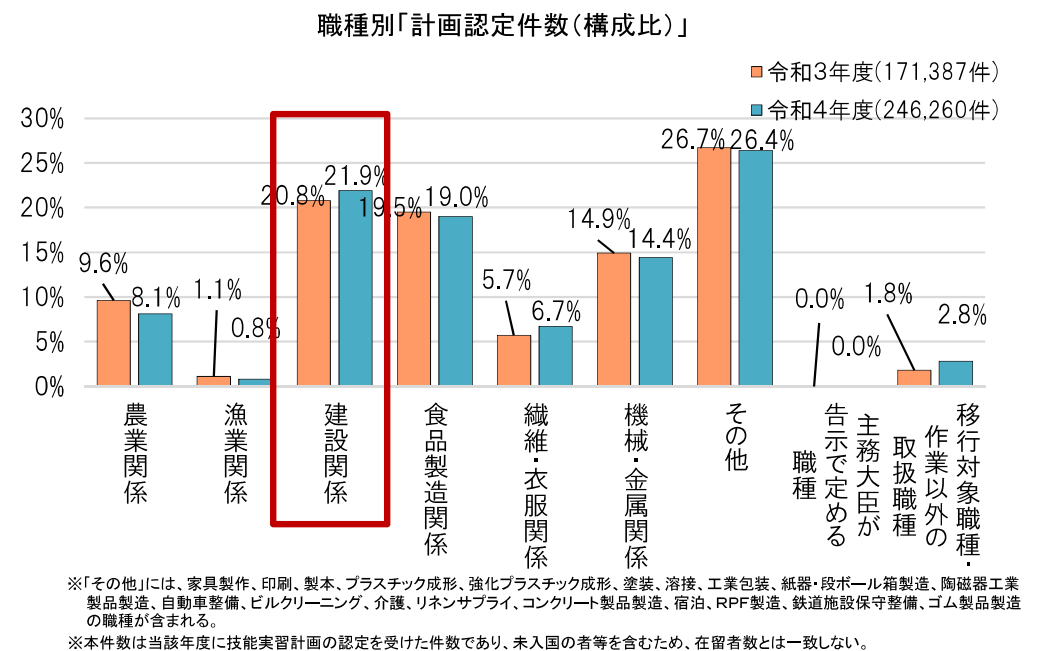


技能実習制度の現状

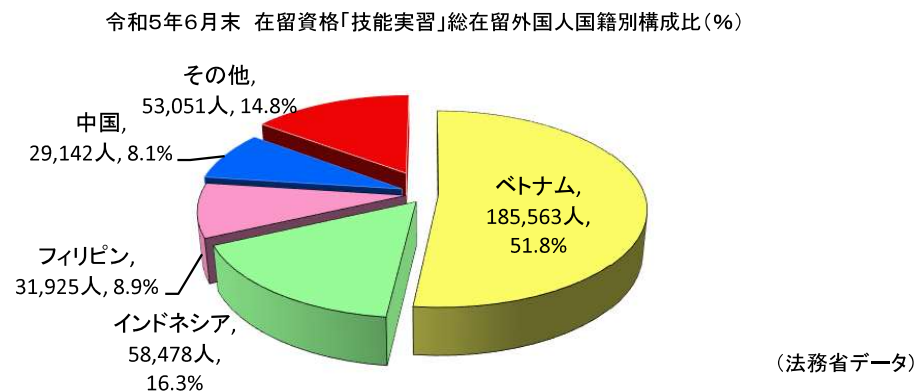
1 令和5年6月末の技能実習生の数は、358,159人



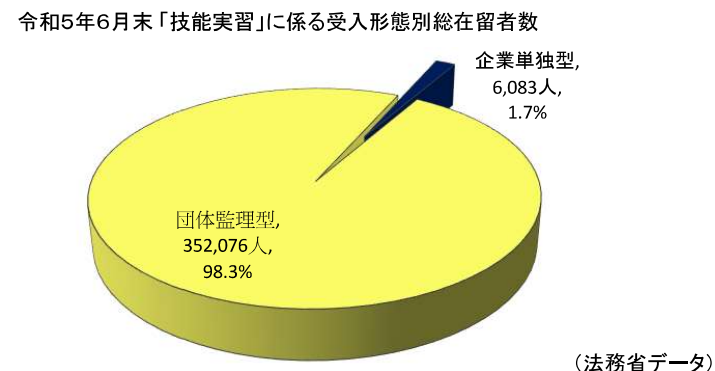
3 職種別では、①建設関係 ②食品製造関係 ③機械・金属関係が多い。



2 受入人数の多い国は、①ベトナム ②インドネシア ③フィリピン

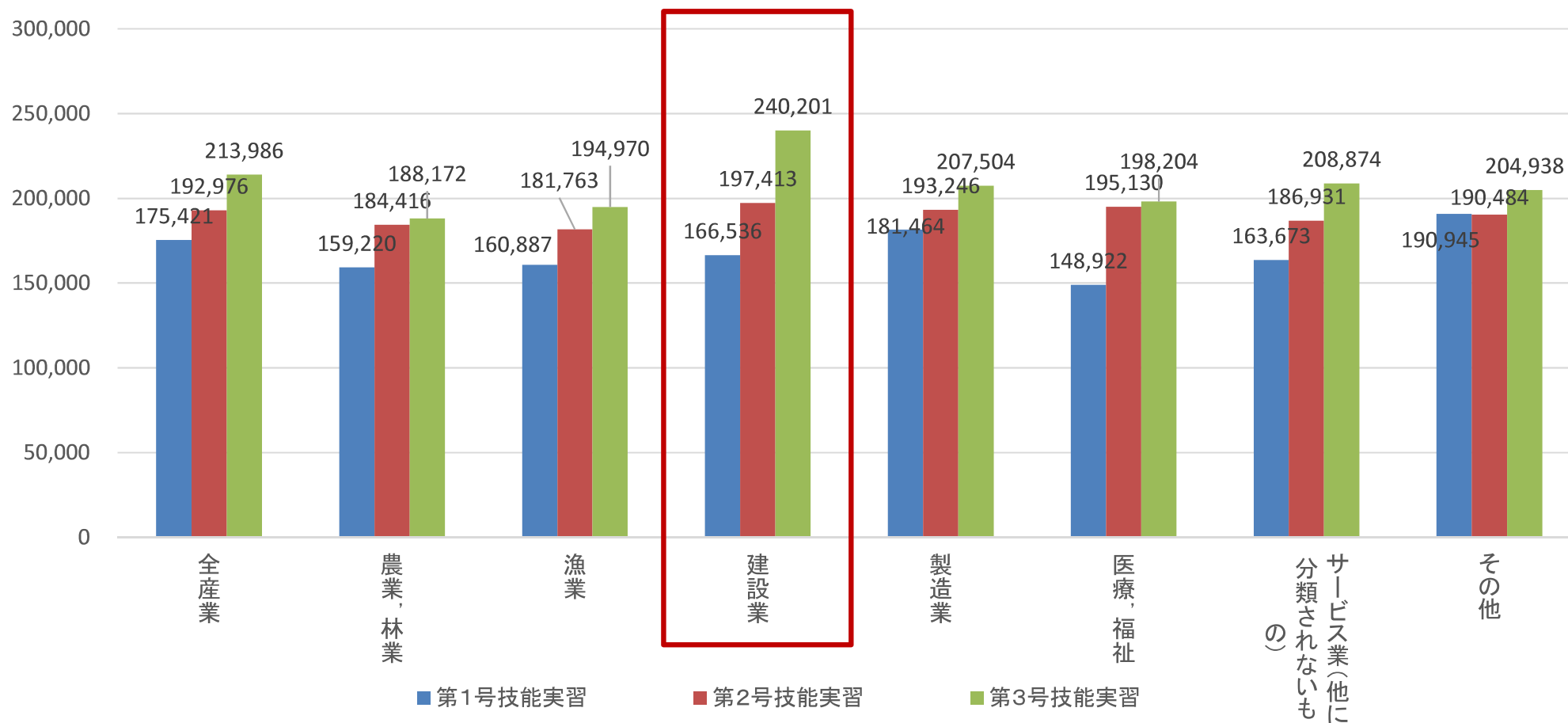


4 団体監理型の受入れが98.3%



- 建設業含め、全ての業種において技能実習の段階が上がるにつれて支給賃金は高い。
- 業種別で見ると、建設業は第2号及び第3号で、最も高い。
- 技能実習生の報酬の額は日本人が従事する場合の報酬の額と同等以上であることとされている(技能実習法第9条第1項第9号)

月平均支給額(段階別・業種別) 単位:円



【出典】外国人技能実習機構「令和3年度における技能実習の状況について」より作成。

第4章第2節第10 技能実習生の待遇に関するもの(1)技能実習生に対する報酬の額に関するもの

○ 技能実習生に対する報酬の額については、技能実習生であるという理由で不当に低くなるということがあってはなりません。同程度の技能等を有する日本人労働者がいる場合には、技能実習生の任される職務内容や技能実習生の職務に対する責任の程度が当該日本人労働者と同等であることを説明した上で、当該日本人労働者に対する報酬の額と同等以上であることを説明する必要があります。

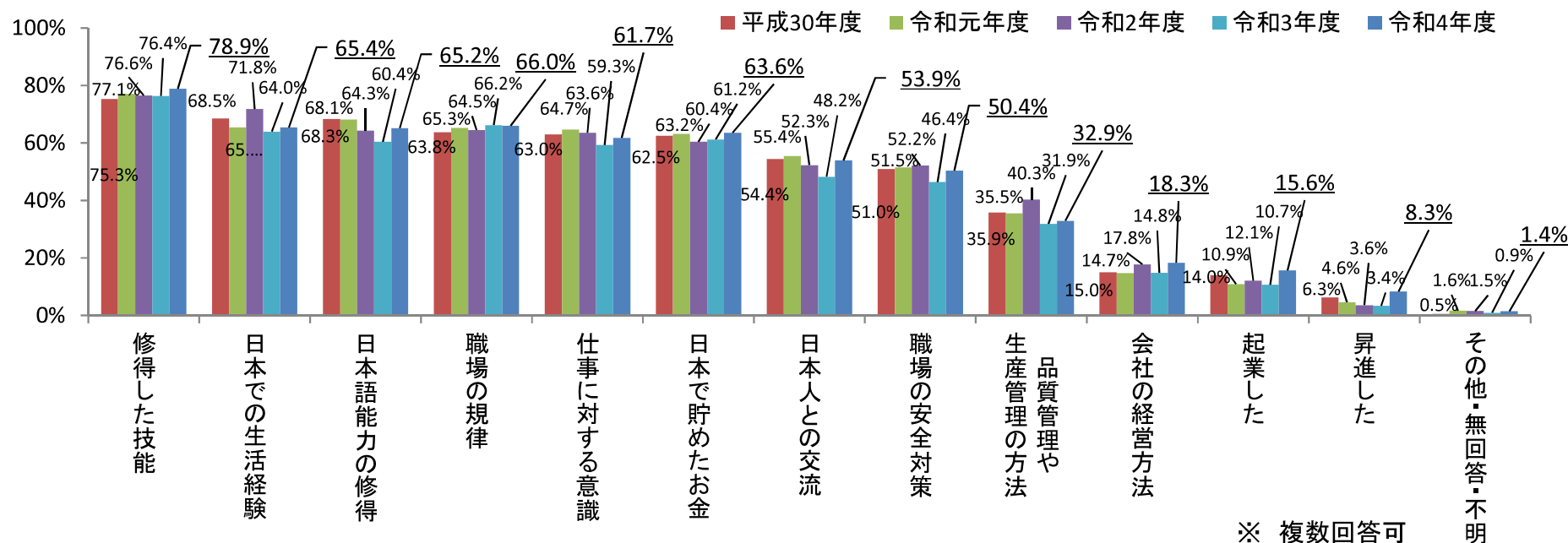
※ パートタイム・有期雇用労働法の規定により、雇用形態にかかわらず公正な待遇の確保に向けて、同一企業内の正規雇用労働者と有期雇用労働者との間で、不合理な待遇差を設けることや職務内容等が同じ場合に差別的取扱いを行うことは禁止されています(令和3年4月から中小企業にも当該規定が適用されています。)。有期雇用労働者である技能実習生も対象となることに注意してください。

○ 同程度の技能等を有する日本人労働者がいない場合については、技能実習生に対する報酬の額が日本人労働者に対する報酬の額と同等以上であるということについて、賃金規程がある場合には同規程に照らした個々の企業の報酬体系の観点から、賃金規程がない場合には、例えば、技能実習生の任される職務内容や技能実習生の職務に対する責任の程度が最も近い職務を担う日本人労働者と比べてどのように異なるかという観点から、説明を行うこととなります。

○ また、技能検定等の受検料や監理団体に支払う監理費等の費用がかかるからといって、技能実習生の報酬の額を低くすることは許されません。技能実習制度では時間外労働を原則としては想定していませんが、やむを得ない業務上等の事情等により時間外労働等を行わせる場合、適正に割増賃金が支払われなければなりません。

帰国後技能実習生フォローアップ調査(令和4年度)

- 技能実習期間を通じて学んだことが「帰国後、役に立った」と回答した人は92.0%。建設業で見ても、高い水準。
- 役に立った具体的な内容は「修得した技能」(78.9%)が最も高く、「職場の規律」「日本での生活経験」と続く。建設業で見ても、同様の傾向。

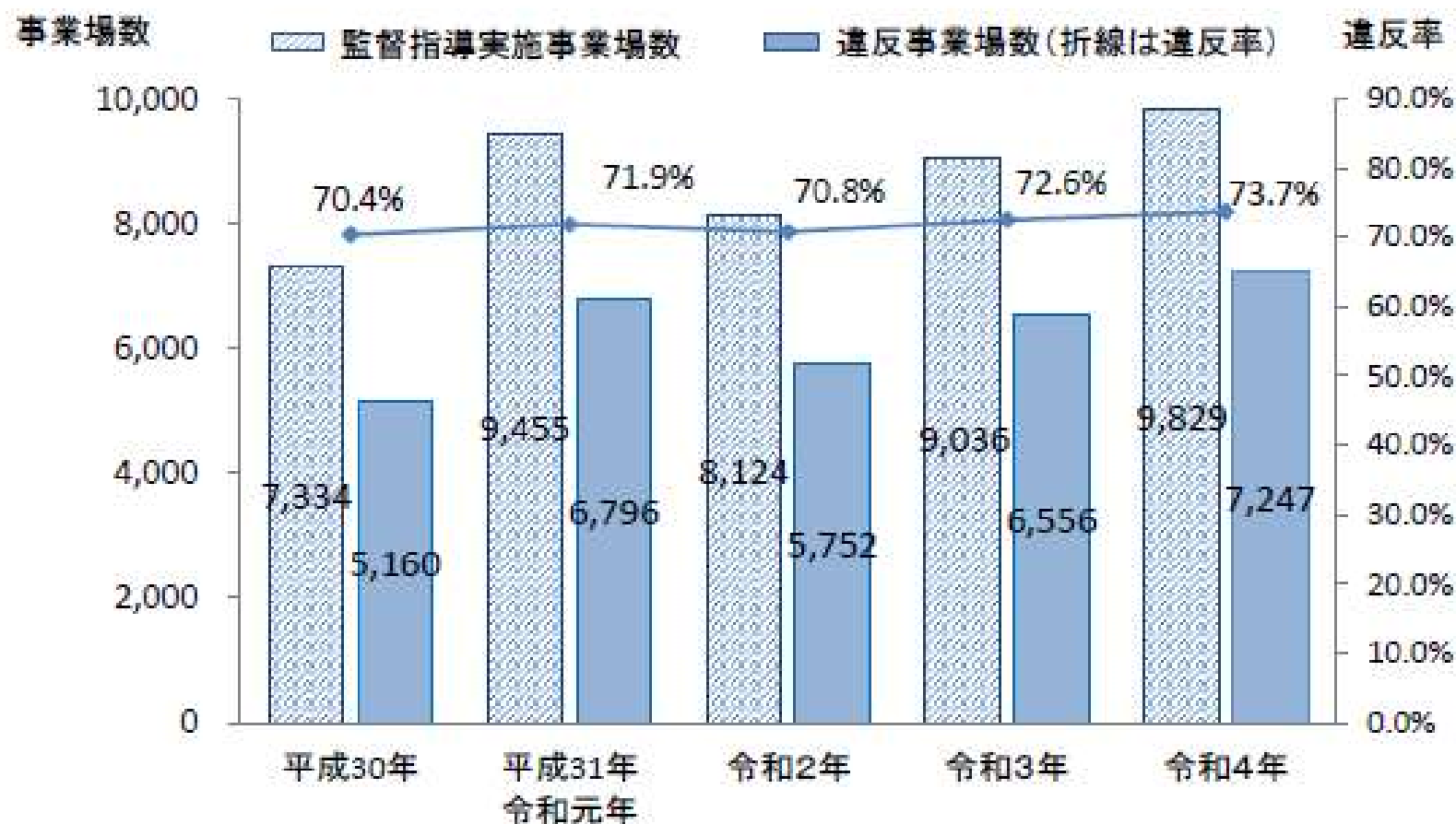


技能実習生の実習実施者に対する監督指導、 送検等の状況（令和4年）

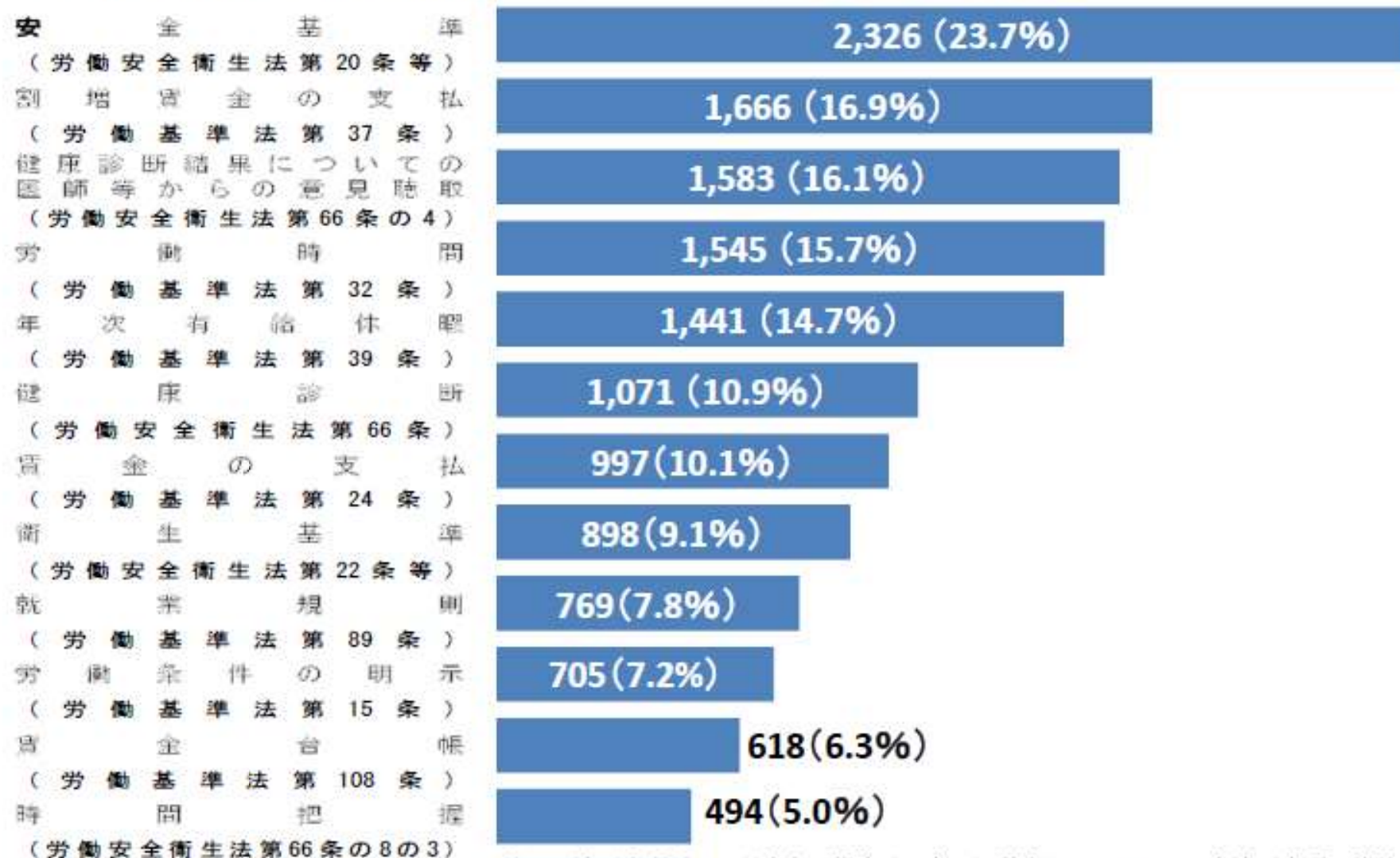
1 監督指導の状況

- (1) 全国の労働基準監督機関において、労働基準関係法令違反が疑われる実習実施者に対して9,829件の監督指導を実施し、その73.7%に当たる7,247件で同法令違反が認められた。

＜注＞違反は実習実施者に認められたものであり、技能実習生以外の労働者に関する違反も含まれる。



- (2) 主な違反事項は、①使用する機械等の安全基準（23.7%）、②割増賃金の支払（16.9%）、③健康診断結果についての医師等からの意見聴取（16.1%）の順に多かった。



<注> 違反事項が2つ以上ある場合は、各々に計上しているため、各違反事項の件数の合計と違反事業場数とは一致しない。

(3) 主な業種に対する監督指導の状況は、次のとおりであった。

主な業種	監督指導 実施事業場数	違反事業場数 (違反率)	主な違反事項		
機械・金属	3,000	2,023 (67.4%)	安全基準 857(28.6%)	衛生基準 633(21.1%)	労働時間 439(14.6%)
食料品製造	1,479	1,072 (72.5%)	安全基準 513(34.7%)	労働時間 280(18.9%)	医師等からの 意見聴取 209(14.1%)
繊維・衣服	466	318 (68.2%)	年次有給休暇 97(20.8%)	割増賃金の 支払 82(17.6%)	医師等からの 意見聴取 77(16.5%)
建設	1,853	1,542 (83.2%)	割増賃金の 支払 521(28.1%)	年次有給休暇 404(21.8%)	医師等からの 意見聴取 375(20.2%)
農業	249	186 (74.7%)	賃金の支払 65(26.1%)	年次有給休暇 45(18.1%)	安全基準 39(15.7%)
<参考> 全業種	9,829	7,247 (73.7%)	安全基準 2,326(23.7%)	割増賃金の 支払 1,666(16.9%)	医師等からの 意見聴取 1,583(16.1%)

<注1>「主な業種」は、技能実習の計画認定件数が多い5職種（機械・金属関係職種、食料品製造関係職種、繊維・衣服関係職種、建設関係職種、農業関係職種）に関連する業種について取りまとめたものである。

<注2>「主な業種」の内訳は以下のとおり。

機械・金属・・・鉄鋼業、非鉄金属製造業、金属製品製造業、一般機械器具製造業、
電気機械器具製造業、輸送用機械等製造業
食料品製造・・・食料品製造業
繊維・衣服・・・繊維工業、衣服その他の繊維製品製造業
建設・・・土木工事業、建築工事業、その他の建設業
農業・・・農業、畜産業

事例 2

「タイムカードの打刻時間分の割増賃金が適正に支払われていない」との申告があったもの

概 要

- 建設業の事業場で働く技能実習生から、労働時間はタイムカード打刻により管理しているが、給与明細に記載されている時間外労働時間数が実際の労働時間数よりも少なくなっていることから調査を求めたい旨の申告がなされた。
- 事業場に立入調査を行った結果、日々の始業終業時刻について30分未満の端数時間がある場合には、切り捨てによって割増賃金の計算を行っていることが認められた。

労基署の対応

- 日々の30分未満の端数を切り捨てていた部分は再計算し、割増賃金を支払わなければならないことについて是正勧告した。

指導事項

労働基準法第37条第1項（割増賃金の支払）違反

指導後の会社の取組

- 申告した技能実習生に対して、支払われていなかった割増賃金の不足額、約10万円が支払われた。



<https://www.otit.go.jp/anzen/>

技能実習生 安全衛生対策 マニュアル

建設職種



外国人技能実習機構

目次

I はじめに	
1 外国人入国者数の推移	2
2 「技能実習 2 号」への技能実習生移行者数	3
3 技能実習制度の仕組み	4
4 建設関係の移行対象職種・作業	5
II 実習実施者が留意すべき事項編	
1 法令の遵守	6
2 災害防止の観点からの環境の整備	6
3 より効果的な教育を行うための工夫と 積極的なコミュニケーションの確保	7
4 安全衛生教育を行う際の留意点	7
5 現場での留意点	8
6 その他配慮すべきこと	9
III 監理団体が留意すべき事項編	
1 監理団体の役割	10
2 普段からのコミュニケーション確保	10
3 入国後講習で配慮すべきこと	10
4 時宜に応じた随時の支援・情報提供等	11
5 的確な監査の実施	11
IV 遵守すべき法令等	
1 基本的法令等の理解と遵守	13
2 建設現場における主な作業と安全対策	14
3 建設現場における健康確保	23
(1) 熱中症対策	23
(2) 化学物質対策	25
(3) 石綿対策	27
(4) 粉じん対策	27
(5) 一酸化炭素中毒対策	27
(6) 酸欠等対策	28
(7) 健康診断及び健康確保対策等	28
4 労働災害が発生した場合は	31
V 参考資料	
資料 1 建設業における労働災害発生状況	34
資料 2 外国人技能実習生に係る災害事例	35
資料 3 技能実習生の皆さんに守ってもらいたい基本的な事項	37
資料 4 各種災害事例と技能実習生の皆さんに特に気を付けて もらいたいこと	38
資料 5 安全標識	44

資料 4 各種災害事例と技能実習生の皆さんに特に気を付けてもらいたいこと

【4-1】転落

雨が降り足場が濡れていたことから、足を滑らせ踏み外してしまい、転落した。

・安全対策の問題点

- 足場の作業床に下の棧が設けられていないこと。
- 大雨等の悪天候又は足場の組立て、変更の後における点検が不十分であったこと。

・実習実施者の対策

- 足場の墜落防止用の措置を行う。(下の棧、幅木、手すり枠の設置、安全帯の使用の徹底)
- 大雨等の悪天候又は足場の組立て、変更の後、あるいは作業開始前における点検において墜落防止設備が確実に設けられていることを確認すること。



・技能実習生の皆さんに特に気を付けてもらいたいこと

- 作業場は屋外ですから、雨で濡れていたり、風でメッシュシートが外れていたり、様々な状況があります。特に高い場所や細い尖った部材の傍で転倒すると大きな事故につながります。十分に注意しましょう。
- 高い場所での移動時には可能な限り安全帯を使用しましょう。
- 手すり等がないところには近づかないようにしましょう。
- 作業床の開口部には注意しましょう。

【4-2】墜落

スレート屋根の改修作業を行うため、屋根の上に乗ったところ、足元のスレートが割れ、墜落した。

・安全対策の問題点

- 踏み抜きの危険のある屋根に上がったこと。
- 幅30センチメートル以上の歩み板を設け、防網を設けていなかったこと。

・実習実施者の対策

- 安全対策を講じるまで踏み抜きの危険のある屋根に立ち入らせないこと。
- 幅30センチメートル以上の歩み板を設け、防網を設けること。



・技能実習生の皆さんに特に気を付けてもらいたいこと

- スレートやガラスの天井上は、一見安全のように見えますが、身体の重量をかけると割れて墜落する恐れがあります。そういう災害も多く発生しています。作業する場合は、必ず踏み板を使用し、その上以外には行かないなど、作業指示を守ってください。
- 濡れた瓦の上もとても滑りやすいので、気を付けましょう。

【4-3】飛来落下

クレーンでH鋼材を吊り上げ、トラックの荷台に移す作業を行っていたところ、吊り荷を吊っていた玉掛け用ワイヤーロープが破断し、吊っていたH鋼材が落下し、接触しそうになった。

・安全対策の問題点

- ワイヤーロープの点検を行っていなかった。
- つり荷の下付近に立ち入っていた。

・実習実施者の対策

- ワイヤーロープは、素線切れなど損傷の有無を作業開始前に点検し、正常に使用できるか十分確認してから使用すること。損傷の著しい不適切な用具は使用できないように処理すること。
- 玉掛け作業は、能力に応じて特別教育又は技能講習修了者が行うこと。
- つり上げ荷重の制限重量を関係者に周知徹底すること。
- 荷の吊り上げ作業においては、吊り荷の落下・転倒の恐れのある範囲に人を立ち入らせないこと。



・技能実習生の皆さんに特に気を付けてもらいたいこと

- 損傷のあるワイヤーロープは使用しない、荷の下には絶対に入らないを守ってください。

【4-4】はさまれ

車両系建設機械のアタッチメントの交換作業を行っていたところ、アタッチメントが動き、アタッチメントとシリンダーの隙間に指が挟まれた。

・安全対策の問題点

- アタッチメントが動かないような固定措置が行われていなかった。

・実習実施者の対策

- アタッチメントの交換作業（装着、取り外し）を行うに当たり、アタッチメントが作業中に動かないよう、交換用架台を使用したり、平らな面で作業する等不安定な状態で作業を行わない。



・技能実習生の皆さんに特に気を付けてもらいたいこと

- 作業手順を守りましょう。

【4-5】激突され

通行していたところ、ドラグ・ショベルのオペレーターの死角に入っていたことから、ドラグ・ショベルが後進した際にキャタピラーと接触した。

・安全対策の問題点

- ドラグ・ショベルの作業範囲内の立入禁止区域が明確にされていなく、誘導員の配置によりドラグ・ショベルの誘導もしていなかった。

・実習実施者の対策

- 運転中のドラグ・ショベルには近づけないようバリケードやロープ等により、立入禁止区域を設ける。また誘導員を設ける。
- ドラグ・ショベルの運転手は、周辺の十分に確認した上で運転する。
- 通行人は、運転中のドラグ・ショベルには近づかない。



・技能実習生の皆さんに特に気を付けてもらいたいこと

- 建設用機械の進行と旋回範囲を確認しましょう。
- 立ち入り禁止の場所には入らないでください。
- 誘導員に従いましょう。

【4-6】熱中症

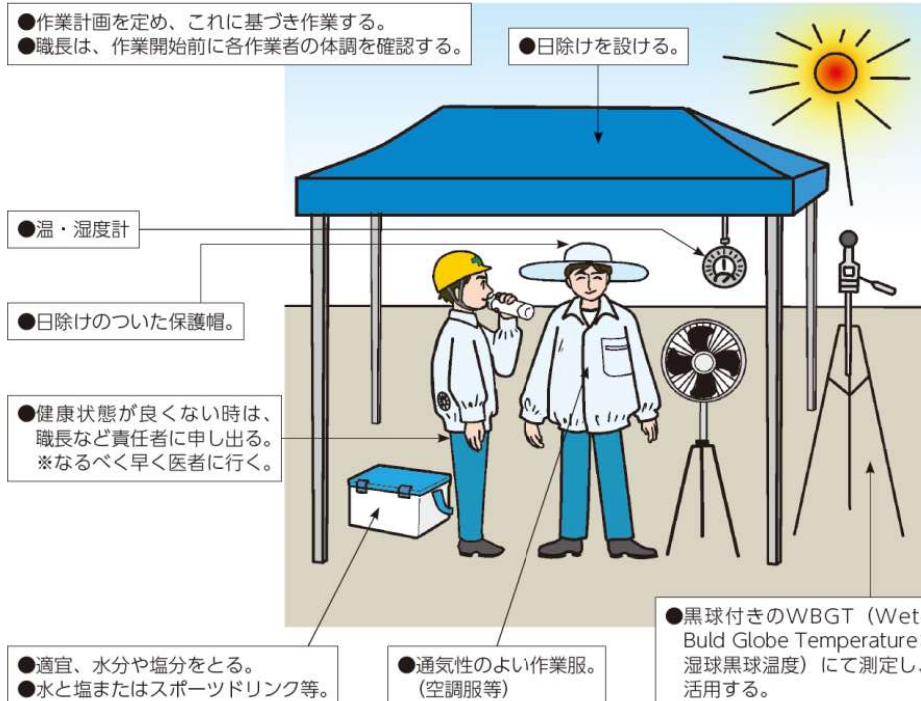
作業当日の朝、体調がすぐれなかったが、真夏の炎天下の中で道路舗装工事をしていたところ、意識がもうろうとし倒れた。

・安全対策の問題点

- 適度な休憩時間を設けず、また、水分・塩分補給も十分に行っていなかった。

・対策

- 作業開始前に当日の天気予報を確認する、また、作業員の健康状態を確認する。
- 日中の作業時間を減らす等、作業時間を工夫する。
- 日陰を設け、適宜休憩を取れるようにし、水分・塩分を摂取する。



・技能実習生の皆さんに特に気を付けてもらいたいこと

- 体調が悪いときは無理をせず、必ず申し出ましょう。

技能実習制度の適正化及び技能実習生の保護に係る取組

1 制度の適正化（実地検査及び行政処分等）

- ・ 外国人技能実習機構による監理団体及び実習実施者に対する実地検査の実施。
- ・ 技能実習法違反を認めた場合、改善に向け厳格に指導。
- ・ 違反の態様が悪質な場合、主務大臣等が監理団体の許可取消等や技能実習計画の認定取消等を実施。
- ・ 許可・認定が取り消された場合、取消日から5年間は許可・認定申請は不可（欠格事由）。

2 技能実習生の保護（技能実習生への相談援助）

- ・ 母国語による通報・相談窓口（8カ国語）の整備。
 - ①「技能実習SOS・緊急相談専用窓口」の開設（暴行・脅迫等の緊急案件を迅速に把握の上、技能実習の一時保護及び実習実施者等への指導を一体的に実施する体制を構築（令和3年度新設））。
 - ②「オンライン通話（Zoom）」による音声相談対応を開始（令和5年度新設）。
- ・ 実習継続が困難な場合の実習先変更支援体制の整備。

3 送出国との連携（二国間取決め（MOC）による不適正な送出機関の通報等）

- ・ MOCは技能実習制度の適切な実施のため、送出国との間で協力の枠組みを定めたもの。
※計15か国と作成（ベトナム、カンボジア、インド、フィリピン、ラオス、モンゴル、バングラデシュ、スリランカ、ミャンマー、ブータン、ウズベキスタン、パキスタン、タイ、インドネシア、ネパール）。
- ・ 保証金の徴収等の送出機関の不適切行為を把握した場合、MOCに基づき相手国へ通報。
相手国政府による調査、指導、送出機関の認定取消等の対応を求める。
- ・ 令和3年8月、失踪者の発生が著しい送出機関からの技能実習生の新規受入れ停止措置を開始。
※令和3年8月にベトナムの5送出機関、令和5年11月からカンボジアの3送出機関。

制度適正化及び技能実習生の保護に向けた取組状況(1) 資料2

1 適正な技能実習の実施を確保するため、機構による実地検査を実施

項目	取組状況
実地検査	○外国人技能実習機構では監理団体は年1回、実習実施者は3年1回の実地検査を実施
体制強化	○外国人技能実習機構の人員を増加 346名(平成30年度) → 587名(令和元年度)

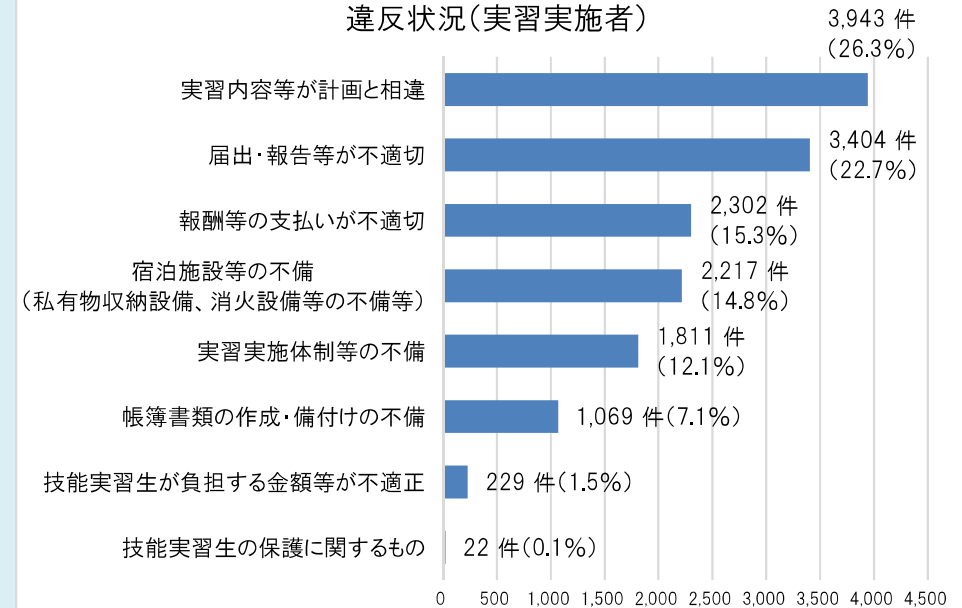
2 法違反が認められた場合、機構が改善に向けた指導を行い、改善状況を確認。
悪質な事案については、主務省庁による行政処分等の対象。

○外国人技能実習機構による実地検査状況(令和4年4月～令和5年3月)

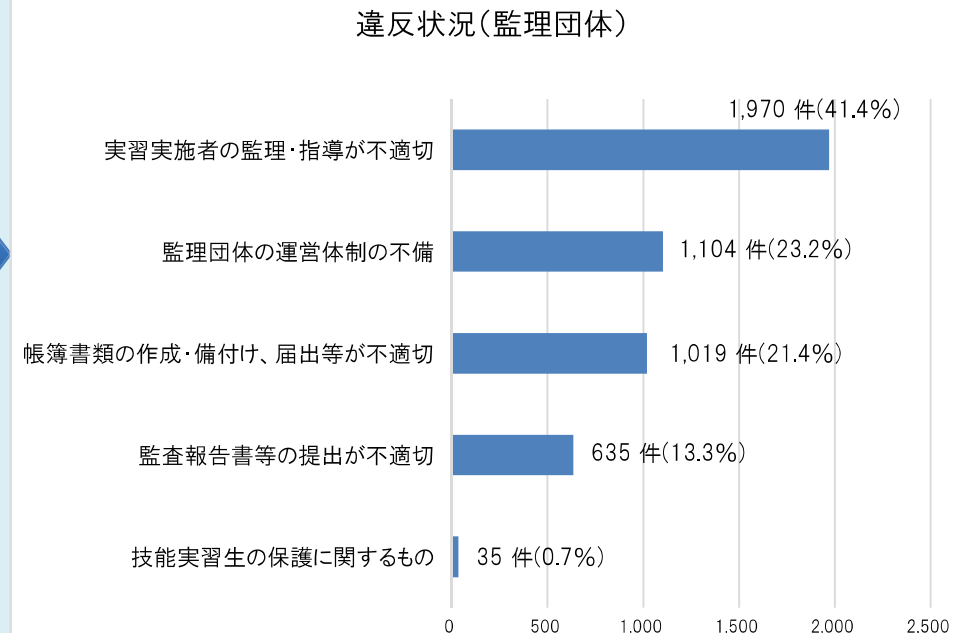
	監理団体	実習実施者	合計
検査数	4,634	22,025	26,659
違反者数 (検査数に占める割合)	2,626 (56.7%)	8,845 (40.2%)	11,471 (43.0%)
違反件数* (条文数)	4,763件	14,997件	19,760件

*一つの実習実施者又は監理団体について複数の違反が確認される場合があることから、違反が確認された実習実施者又は監理団体の数と違反件数は一致しない。

違反状況(実習実施者)



違反状況(監理団体)



- 適正な技能実習の実施を確保するため、外国人技能実習機構による実地検査を実施。法違反が認められた場合、外国人技能実習機構が改善に向けた指導を行い、改善状況を確認。
- 悪質な事案については、主務省庁による行政処分等の対象。

○主務省庁による行政処分等の実施状況

	監理団体		実習実施者	
	許可取消	改善命令	認定取消	改善命令
平成30年度	1	0	8 実施者 151計画	1 実施者
令和元年度	4	0	23実施者 244計画	2 実施者
令和 2 年度	13	2	77実施者 1,001計画	6 実施者
令和 3 年度	13	10	177実施者 2,080計画	6 実施者
令和 4 年度	12	15	114実施者 1,723計画	0実施者
令和 5 年度 (令和 6 年 3 月 27 日時点)	5	5	120実施者 1,403計画	0 実施者
合計	48	32	519者 6,602計画	15実施者

- ・主務大臣(法務大臣、厚生労働大臣)
- ・出入国在留管理庁長官

事務の委任、
監督

報告

本部事務所 Tel.03-6712-1523(代表)
東京都港区海岸3-9-15 LOOP-X3階

理事長

(主務大臣が任命)

理事

(3人以内)
(理事長が主務大臣の
認可を受けて任命)

監事

(2人以内)
(主務大臣が任命)

総務部

国際部

指導援助部

技能実習部

地方事務所 全国13か所(本所8か所・支所5か所)

組織形態

- 認可法人(発起人が設立を発起し、主務大臣が設立を認可)

所掌事務

- 技能実習計画の認定
- 監理団体の許可に関する調査
- 実習実施者の届出の受理
- 実習実施者・監理団体に対する報告徴収、実地検査等
 - ・ 監理団体(約3,600団体)への実地検査を年1回実施
 - ・ 実習実施者(約62,000者)への実地検査を実施(3年間で全数を網羅)
- 技能実習に関する各種報告(監理団体からの監査報告、技能実習実施困難時の報告、実習実施者からの実施状況報告等)の受理
- 技能実習生の相談対応・援助・保護
- 技能実習に関する調査・研究

外国人技能実習機構の地方事務所

資料 2

地方事務所 全国13か所(本所8か所・支所5か所)

名称	所在地・連絡先		担当地区
札幌事務所	〒060-0034 北海道札幌市中央区北4条東2-8-2 マルイト北4条ビル5階	Tel.011-596-6470	北海道
仙台事務所	〒980-0803 宮城県仙台市青葉区国分町1-2-1 仙台フコク生命ビル6階	Tel.022-399-6326	青森県、岩手県、宮城県、秋田県、 山形県、福島県
東京事務所	〒101-0041 東京都千代田区神田須田町2-7-2 アーバンセンター神田須田町7階	Tel.03-6433-9211	栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、 東京都、神奈川県、山梨県
水戸支所	〒310-0062 茨城県水戸市大町1-2-40 朝日生命水戸ビル3階	Tel.029-350-8852	茨城県
長野支所	〒380-0825 長野県長野市南長野末広町1361 ナカジマ会館ビル6階	Tel.026-217-3556	新潟県、長野県
名古屋事務所	〒460-0008 愛知県名古屋市中区栄4-15-32 日建・住生ビル5階	Tel.052-684-8402	岐阜県、静岡県、愛知県、三重県
富山支所	〒930-0004 富山県富山市桜橋通り5-13 富山興銀ビル12階	Tel.076-471-8564	富山県、石川県、福井県
大阪事務所	〒541-0043 大阪府大阪市中心区高麗橋4-2-16 大阪朝日生命館3階	Tel.06-6210-3351	滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、 奈良県、和歌山県
広島事務所	〒730-0051 広島県広島市中区大手町3-1-9 広島鯉城通りビル3階	Tel.082-207-3123	鳥取県、島根県、岡山県、広島県、 山口県
高松事務所	〒760-0023 香川県高松市寿町2-2-10 高松寿町プライムビル7階	Tel.087-802-5850	徳島県、香川県
松山支所	〒790-0003 愛媛県松山市三番町7-1-21 ジブラルタ生命松山ビル2階	Tel.089-909-4110	愛媛県、高知県
福岡事務所	〒812-0029 福岡県福岡市博多区古門戸町1-1 日刊工業新聞社西部支社ビル7階	Tel.092-710-4070	福岡県、佐賀県、長崎県、大分県、 沖縄県
熊本支所	〒860-0806 熊本県熊本市中央区花畑町1-7 MY熊本ビル2階	Tel.096-223-5372	熊本県、宮崎県、鹿児島県



世界をつなぐ。未来をつくる。

出入国在留管理庁

Immigration Services Agency

外国人技能実習制度の現状と課題

令和6年3月27日 令和5年度 建設分野技能実習に関する事業協議会

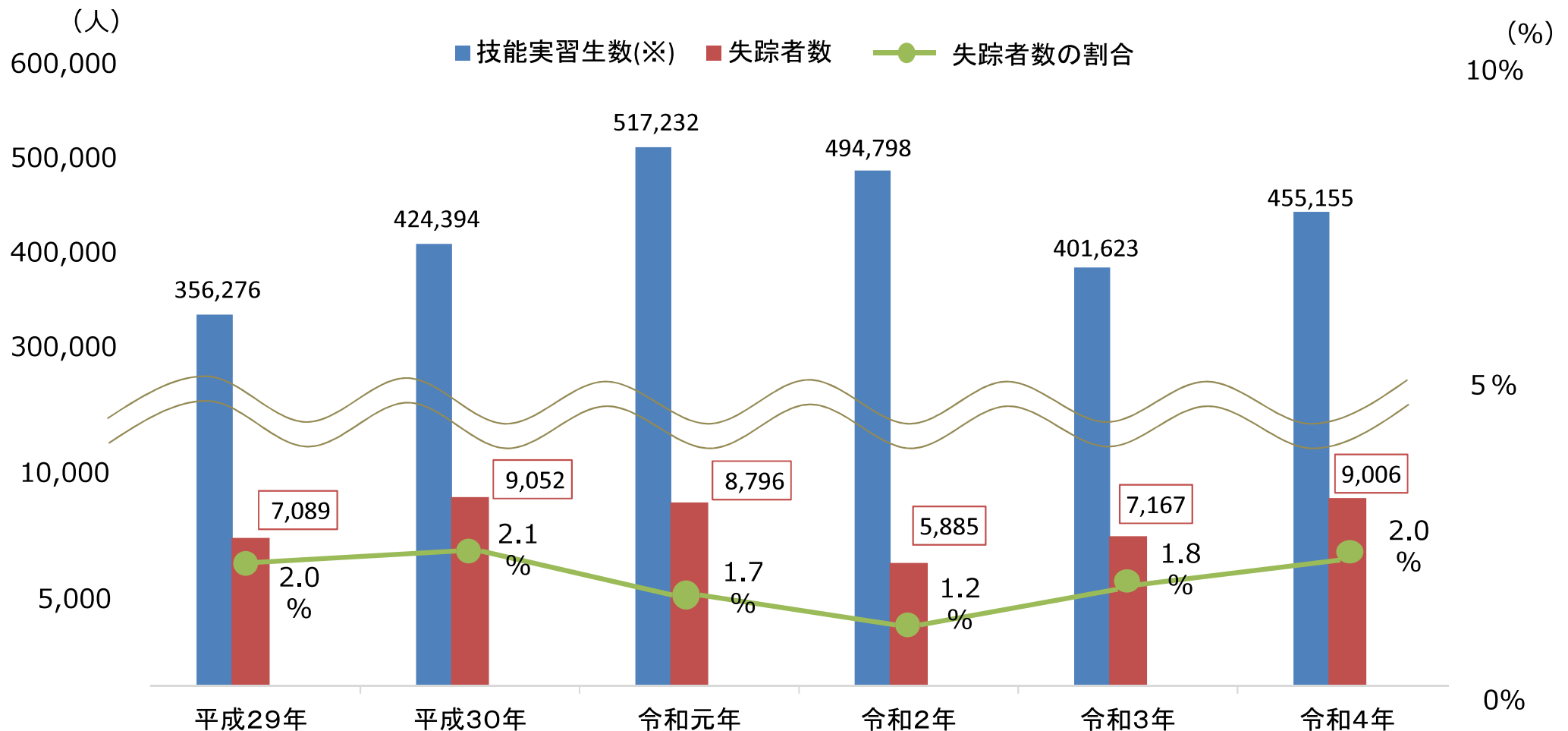
出入国在留管理庁

在留管理支援部在留管理課

Immigration Services Agency

技能実習生の失踪者数の推移（平成29年～令和4年）

- 令和4年における技能実習生の失踪者数は9,006人であり、技能実習生数に占める失踪者数の割合は2.0%。
- 技能実習生の失踪者数は平成30年に9,052人となったあと、令和2年に向けて減少傾向にあったが、その後、増加傾向に転じ、令和4年においては9,006人となった。



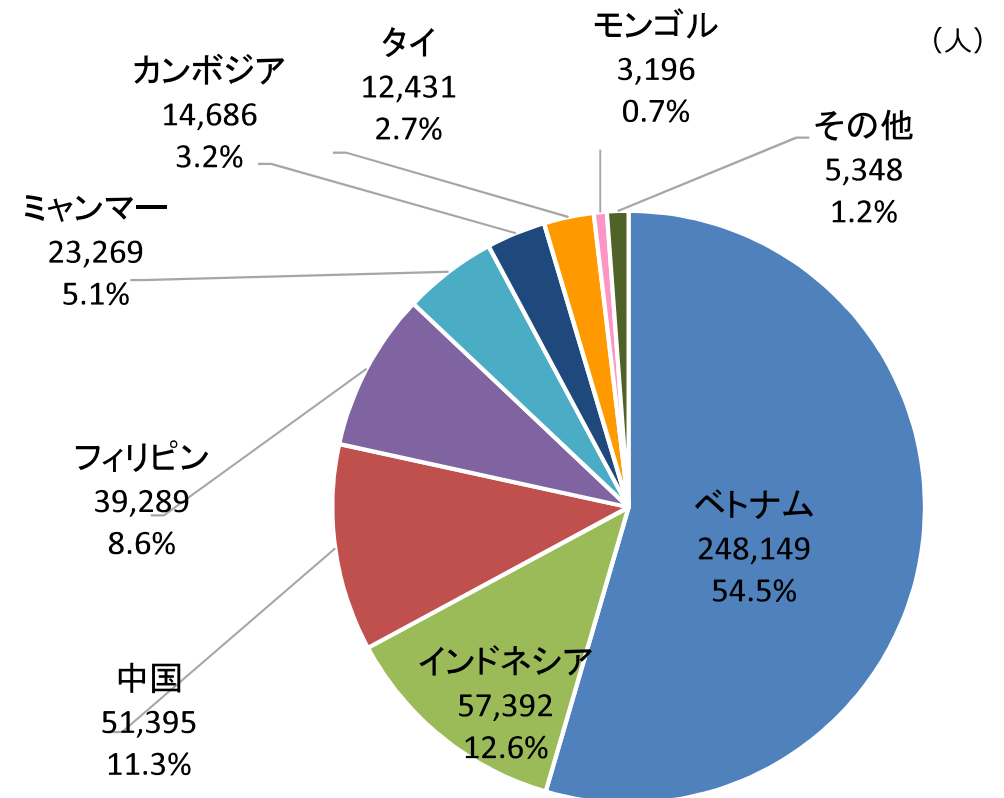
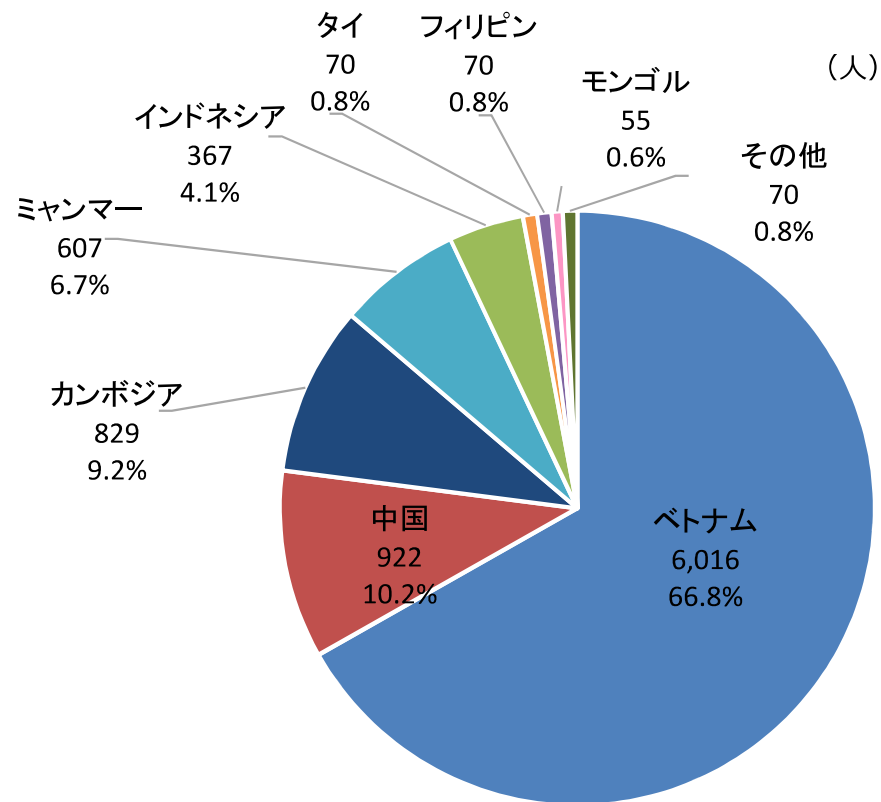
※ 技能実習生数は、前年末の在留技能実習生と当年に新規入国した技能実習生の合計人数。

- 令和4年における失踪者について、国籍別では、「ベトナム」、「中国」、「カンボジア」の順に多く、また、技能実習生数と比較して「カンボジア」、「ミャンマー」の失踪者数の占める割合が高く、「フィリピン」の占める割合が低い。

国籍別

失踪者数：9,006人

【参考】技能実習生数（※）：455,155人

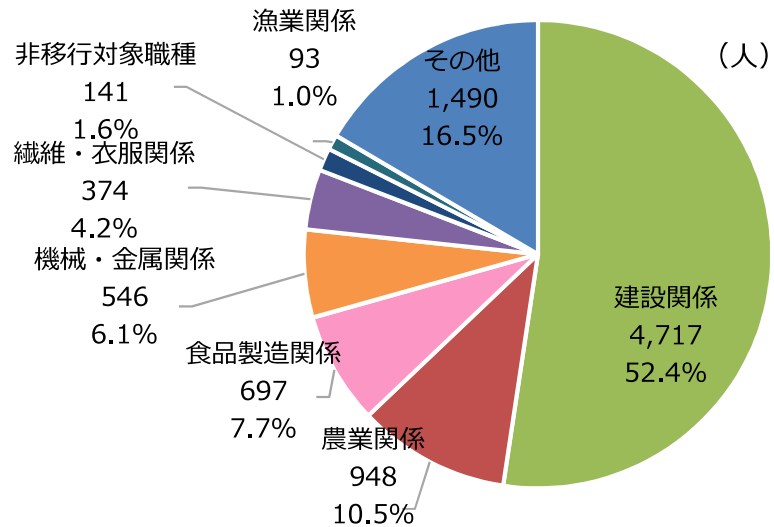


※ 令和3年末の在留技能実習生と令和4年に新規入国した技能実習生の合計人数。

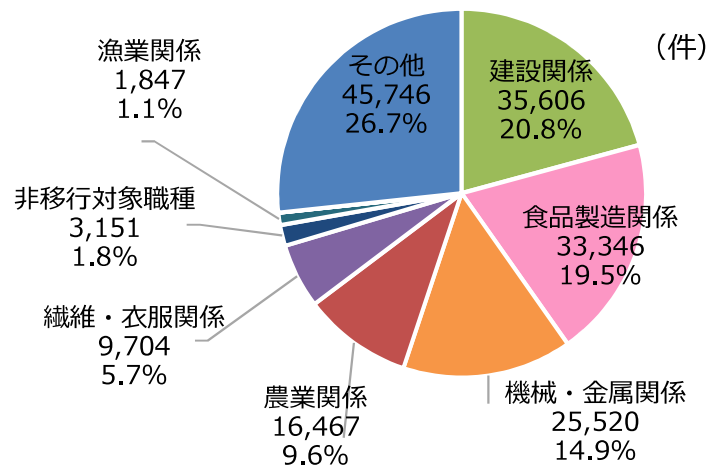
- 令和4年における失踪者について、業種別では、技能実習計画認定件数（※）と比較して「建設関係」の失踪者の割合が高い。

業種別

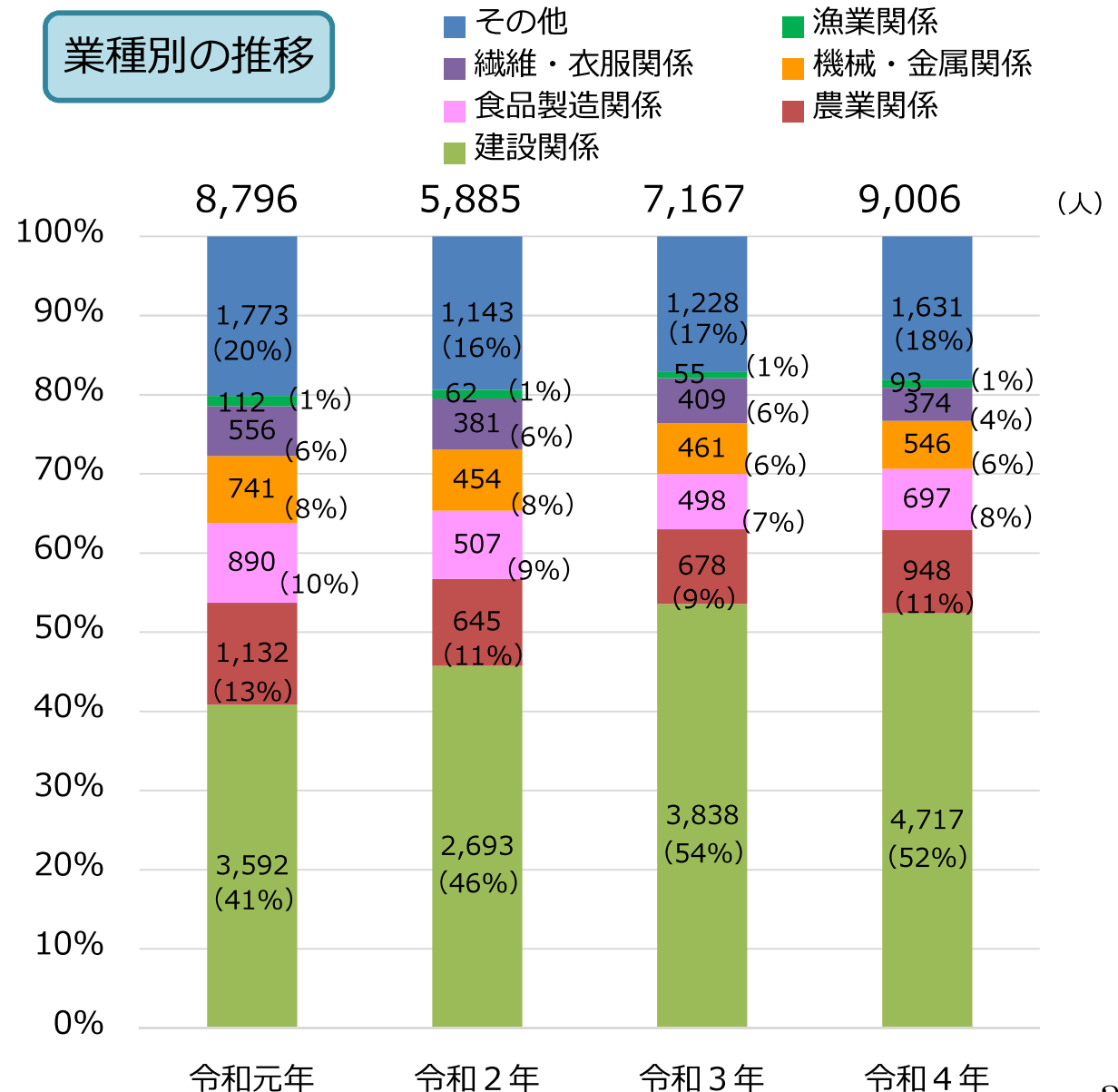
失踪者数：9,006人



【参考】技能実習計画認定件数：171,387件（※）



業種別の推移



※ 令和3年度業務統計（外国人技能実習機構）に基づく。

令和 4 年 7 月 2 6 日

出入国在留管理庁

技能実習生の支払い費用に関する実態調査について（結果の概要）

出入国在留管理庁では、技能実習生の費用負担に関する実態を把握するため、外国人技能実習機構及び地方出入国在留管理局による実地検査等の機会を捉えて、技能実習生に対し、直接聴取を行いましたので、その結果の概要を公表します。

1 来日前の費用に関すること

(1) 来日前の支払い費用の総額

来日前に母国の送出機関又は仲介者（送出機関以外）に支払った費用の総額の平均値は、54 万 2,311 円であり、国籍別の状況は下表のとおり。

支払費用総額 (n=1,369)	ベトナム (n=659)	中国 (n=281)	カンボジア (n=68)	ミャンマー (n=80)	インドネシア (n=242)	フィリピン (n=39)
平均値 (円)	688,143	591,777	573,607	287,405	235,343	94,821

(2) 送出機関に支払った費用

来日前に母国の送出機関に何らかの費用を支払っている技能実習生は約 8 5 %。支払費用の平均値は、52 万 1,065 円であり、国籍別の状況及び主な内訳別の平均支払額は下表のとおり。

		(円)		
	支払費用総額 (n=1,336…①)	主な内訳別平均支払額 (n=539…②)		
		派遣手数料	事前教育費用	保証金・違約金
ベトナム (①632、②212)	656,014	320,272	94,302	29,339
中国 (①277、②127)	578,326	371,629	58,831	5,952
カンボジア (①68、②26)	571,560	429,788	109,144	14,051
ミャンマー (①80、②34)	287,405	206,627	44,736	3,124
インドネシア (①242、②115)	231,412	100,767	60,299	25,479
フィリピン (①37、②25)	94,191	10,870	37,905	5,783
全体	521,065	269,303	73,663	19,503

(3) 仲介者（送出機関以外）に支払った費用

来日前に母国の仲介者（送出機関以外）に何らかの費用を支払っている技能実習生は約 1 1 %であり、支払費用の平均値は、33 万 5,378 円。

(4) 来日するための借金

来日前に母国で借金をしている技能実習生は約 5 5 %。平均値は 54 万 7,788 円であり、国籍別の状況は下表のとおり。

借金総額 (n=993)	ベトナム (n=618)	カンボジア (n=65)	中国 (n=50)	ミャンマー (n=44)	インドネシア (n=130)	フィリピン (n=86)
平均値 (円)	674,480	566,889	528,847	315,561	282,417	153,908

2 来日後の給料（来日前に説明を受けたもの）に関すること

- 来日前に説明を受けた給料の平均値は、14 万 9,146 円。
- 実際に受け取った給料について、「期待どおり」又は「期待より多い」と回答した技能実習生が約 7 9 %、「期待より少ない」と回答したものは約 2 1 %。
- 「期待より少ない」の理由は、「期待したよりも残業や休日出勤が少ない」との回答が約 6 3 %、「日本での給料の支払方法（税金や保険などが差し引かれること）を知らなかった」との回答が約 3 3 %となった。

外国人技能実習生の失踪を発生させないために

失踪の原因

- 賃金等の不払いなど、実習実施側の不適切な取扱い
- 入国時に支払った費用の回収等、実習生側の経済的な事情

失踪を発生させないために日頃から配慮していただきたいこと

○外国人に対してはあらかじめ業務内容をよく説明し、仕事内容について納得感をもってもらうことが必要です。

雇用契約の締結時には技能実習計画は認定されていませんが、本邦に入国後に従事することとなる実習内容を事前に把握しておくことが望ましいことから、技能実習生に対し予定される技能実習における業務内容や修得等しようとする技能等の内容を説明することが望まれます。

○トラブルを未然に防ぎ、気持ちよく働いてもらうためにも、給料の仕組みや控除の理由を丁寧に説明してください。

技能実習生に対し待遇を説明する際には、技能実習生の言語に対応する雇用契約書及び雇用条件書を提示して説明してください。必要に応じて通訳をつけるなどした上で、内容を詳細に説明し技能実習生の理解を得ることが望ましいと考えられます。その際、賃金については、総支給額のみを説明するのではなく、控除される税金・社会保険料や食費・居住費等を徴収する場合にはその金額や目的、内容等について丁寧に説明してください。

○異文化への理解を深め、お互いを尊重することで誤解が生じないようにすることが重要です。相手も自分と同じ価値観や指向だろう、という前提に立たないことが大切です。

○文化等の違いから、指導やアドバイスをしただけのつもりでも、相手に嫌な気持ちをさせてしまうことがあるので、注意をして接するようにしましょう。

技能実習生の指導等に際しては、文化や言語の理解力等の違いなどから指導する側の意図に反し誤って伝わってしまい、極めて深刻な結果となってしまうことがあります。このようなことにならないためにも、日頃から個々の技能実習生の状況に十分配慮して、指導に際しても丁寧な態度でコミュニケーションをとり、信頼関係の構築に努めることが必要です。

技能実習生への必要な指導等のつもりであったとしても、暴言や脅迫（例：指示に従わなければ帰国させる旨の発言等）、暴行（例：殴打、足蹴りを行う、工具で叩く等）といった行為は当然ながら許されません。

広報用動画の配信（日本語含め10か国語で対応）

○技能実習生等を対象に、制度概要や実習中に問題が起きた時の対処方法や相談先などを多言語で紹介する動画を配信しています。入国前後の講習等様々な機会において積極的に活用願います。



動画タイトル：外国人技能実習制度について（技能実習生・これから技能実習生になる皆様へ）※日本語含め10か国対応
 掲載リンク：https://www.moj.go.jp/isa/about/pr/nyuukokukanri01_00182.html（出入国在留管理庁ウェブサイト）



もし失踪が発生してしまったら・・・？

Step1 所在把握のための取組

【ポイント】技能実習生の行方が分からなくなるなど、失踪の疑いが生じた場合

- 同僚の技能実習生からの情報収集や本人のSNSの発信状況を確認するなどにより、所在把握に努める。
- 送出国等と連携しながら、**本国の緊急連絡先(当該技能実習生の家族等)に対して、当該技能実習生からの連絡がないかを確認**するとともに、本人に対して①監理団体等の保護下に戻る、②(監理団体等による保護を望まない場合は)外国人技能実習機構に連絡すること等を説得することを依頼する。

- 失踪が発生させないことがまずは重要ですが、万一、失踪が発生した場合に備えて、技能実習生の本国等における緊急連絡先を把握しておくことが有効です。
- 監理団体には、技能実習の終了後に、**帰国が円滑になされるように必要な措置を講ずる義務**があります。その観点から、外国人技能実習機構への届出と並行して、**可能な限り失踪した技能実習生の所在把握に努めていただくことが重要**です。
- 昨今、友人やSNS等の情報を受けて一時的に失踪に至ったものの、その後翻意するケースもありますので、こうした取組はとりわけ重要になります。

Step2 外国人技能実習機構への連絡

【ポイント】失踪が発生し、技能実習の実施が困難となった場合

- (団体監理型実習実施者の場合)監理団体に対して遅滞なく連絡を行う。
- (企業単独型実習実施者又は監理団体の場合)技能実習の実施が困難になった事由が発生してから2週間以内に、機構の地方事務所・支所の認定課に**技能実習実施困難時届出書を提出**する。

※併せて、警察署への行方不明届出の提出を行ってください。

Step3 帰国措置又は復帰、転籍支援

- 所在が判明した場合は、本人の希望に応じて、帰国までの必要な措置、復職や転籍等の支援を実施してください。
- ※ 技能実習実施困難時届出書の提出後における同実習実施者への復帰及び転籍に当たって御不明点がある場合は、機構に御相談ください。
- ※ 専ら技能実習生の都合による転籍は認められませんので、留意願います。

Step4 失踪理由の把握と再発防止策の検討

- 失踪の理由には、賃金未払い等の実習実施者側の不適切な取扱いも一部あることから、技能実習生の所在を把握した場合には、そういった行為が行われていないか本人や同僚の技能実習生からの聴取も含め、確認することが必要です。
- また、不適切な取扱いでなくとも、先の**入国前の丁寧な説明やコミュニケーション等の配慮が行われているか、監理団体と実習実施者の間で自己点検を行っていただき、再発防止に努めていただくことが重要**です。

らんぼう 乱暴はダメ!!!



必要なのは

思いやり。

※ 暴行等の人権侵害行為があると、技能実習生等の受入れができなくなります。



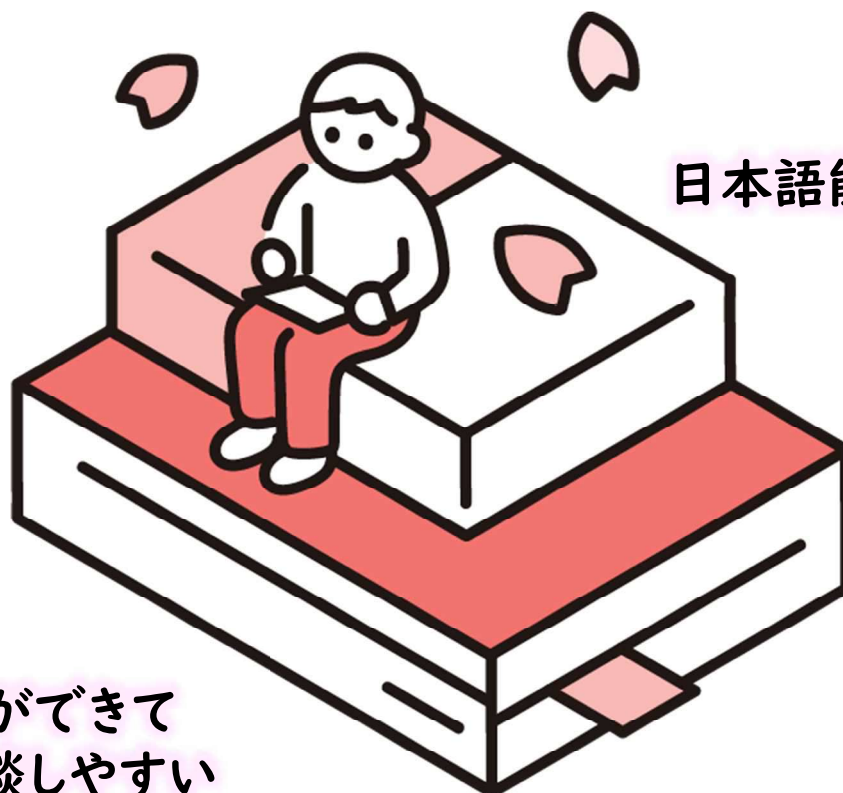
世界をつなぐ。未来をつくる。

出入国在留管理庁
Immigration Services Agency

～外国人を雇用する受入機関の皆さんへ～
職場での
コミュニケーションにおすすめ



こうかんノート



日本語能力の向上

信頼関係ができて
悩みを相談しやすい

考えや気持ちの言語化



ISA

世界をつなぐ。未来をつくる。

出入国在留管理庁

Immigration Services Agency



世界をつなぐ。未来をつくる。

出入国在留管理庁

Immigration Services Agency

～外国人を雇用する受入機関の皆さんへ～

こうかんノート 始めてみませんか

- 日本語に慣れるので読み書きが上達します。
- 信頼関係の構築につながり悩みを相談しやすくなります。
- 考えや気持ちを整理し、言語化できるようになります。



～にほんで はたらく みなさんへ～



かいしゃのひと

と

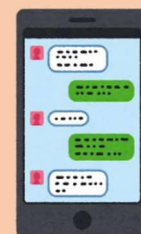
コミュニケーション



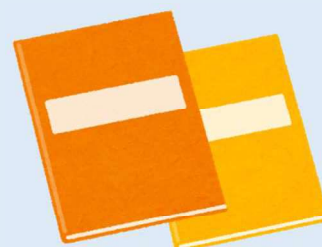
おはなし



アプリで
トーク



こうかんノート



世界をつなぐ。未来をつくる。

出入国在留管理庁

Immigration Services Agency

年 月 日 ()

(きょうがんばったこと)

(きょうのかんそう、あしたがんばることなど)

(会社からのへんじ)

年 月 日 ()

(きょうがんばったこと)

(きょうのかんそう、あしたがんばることなど)

(会社からのへんじ)

Name(じぶんのなまえ)

Date (きょう)

/ /

How are you? (きょうのきぶんはどう?)

Good News (うれしかったこと)

Bad News (かなしかったこと)

Question (ききたいこと)

Free Space (じゆうにかこう)

Answer (へんじ)



世界をつなぐ。未来をつくる。

出入国在留管理庁

Immigration Services Agency

～にほんで はたらく みなさんへ～

わるい さそいは きけんです!!

給料(きゅうりょう)
から税金(ぜいきん)
がひかれないように
できるよ

みんなにひみつで
アルバイトしようよ

ギャンブルしようよ!

べつの会社
(かいしゃ)で
働(はたら)くこと
ができるように
在留(ざいりゅう)
カードをあげるよ!



～にほんで はたらく みなさんへ～

にほんではたらくまえに、
かならずかくにん☑



☑きゅうりょう



☑しごとですること



☑にほんのいえ



世界をつなぐ。未来をつくる。

出入国在留管理庁
Immigration Services Agency

技能実習制度の現状

令和 6 年 3 月 2 7 日

O T I T 外国人技能実習機構



外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律の概要 4

外国人の**技能実習の適正な実施**及び**技能実習生の保護**を図るため、技能実習に関し、基本理念を定め、国等の責務を明らかにするとともに、技能実習計画の認定及び監理団体の許可の制度を設け、これらに関する事務を行う外国人技能実習機構を設ける等の所要の措置を講ずる。

法律の概要

※ 法務省及び厚生労働省で共管

1. 技能実習制度の適正化

- (1) 技能実習の基本理念及び関係者の責務規定を定めるとともに、技能実習に関し基本方針を策定する。【第3条から第7条まで関係】
- (2) 技能実習生ごとに作成する**技能実習計画**について**認定制**とし、技能実習生の技能等の修得に係る評価を行うことなどの認定の基準や認定の欠格事由のほか、報告徴収、改善命令、認定の取消し等を規定する。【第8条から第16条まで関係】
- (3) **実習実施者**について、**届出制**とする。【第17条及び第18条関係】
- (4) **監理団体**について、**許可制**とし、許可の基準や許可の欠格事由のほか、遵守事項、報告徴収、改善命令、許可の取消し等を規定する。【第23条から第45条まで関係】
- (5) **技能実習生に対する人権侵害行為**等について、禁止規定を設け違反に対する所要の**罰則を規定**するとともに、技能実習生に対する**相談**や**情報提供**、技能実習生の**転籍の連絡調整**等を行うことにより、技能実習生の保護等に関する措置を講ずる。【第46条から第51条まで関係】

- (6) **事業所管大臣等に対する協力要請**等を規定するとともに、地域ごとに関係行政機関等による**地域協議会**を設置する。【第53条から第56条まで関係】
- (7) **外国人技能実習機構を認可法人として新設**し、【第3章関係】
 - ・(2)の技能実習計画の認定【第12条関係】
 - ・(2)の実習実施者・監理団体に報告を求め、実地に検査【第14条関係】
 - ・(3)の実習実施者の届出の受理【第18条関係】
 - ・(4)の監理団体の許可に関する調査【第24条関係】等を行わせるほか、技能実習生に対する相談・援助等を行う。【第87条関係】

2. 技能実習制度の拡充

優良な実習実施者・監理団体に限定して、**第3号技能実習生の受入れ(4～5年目の技能実習の実施)**を可能とする。【第2条、第9条、第23条及び第25条関係】

3. その他

技能実習の在留資格を規定する出入国管理及び難民認定法の改正を行うほか、所要の改正を行う。

施行日

平成29年11月1日

公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日
ただし、外国人技能実習機構の設立規定については、公布の日(平成28年11月28日)

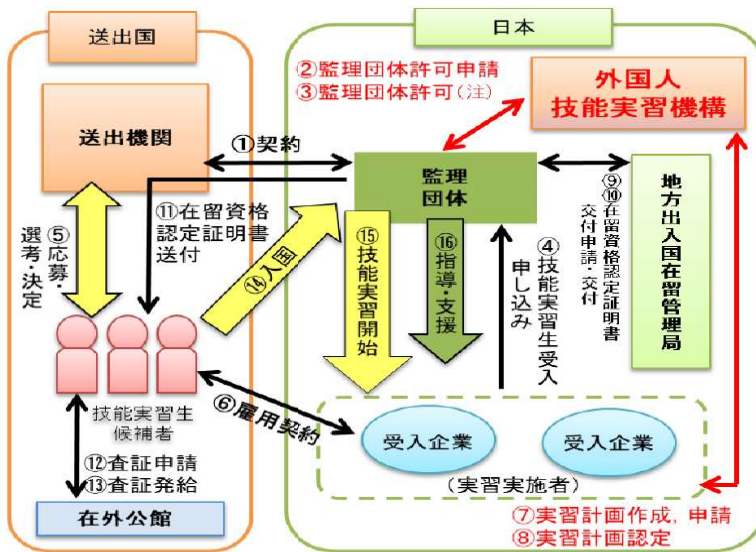
平成28年11月18日成立

同年11月28日公布

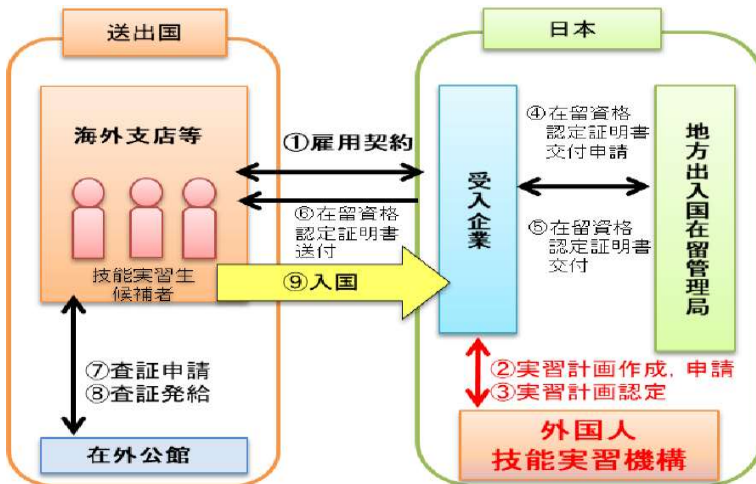
- 技能実習制度は、国際貢献のため、開発途上国等の外国人を日本で一定期間（最長5年間）に限り受け入れ、OJTを通じて技能を移転する制度。（平成5年に制度創設）
- 技能実習生は、入国直後の講習期間以外は、雇用関係の下、労働関係法令等が適用されており、現在全国に約36万人在留している。
※令和5年6月末時点

技能実習制度の受入れ機関別のタイプ

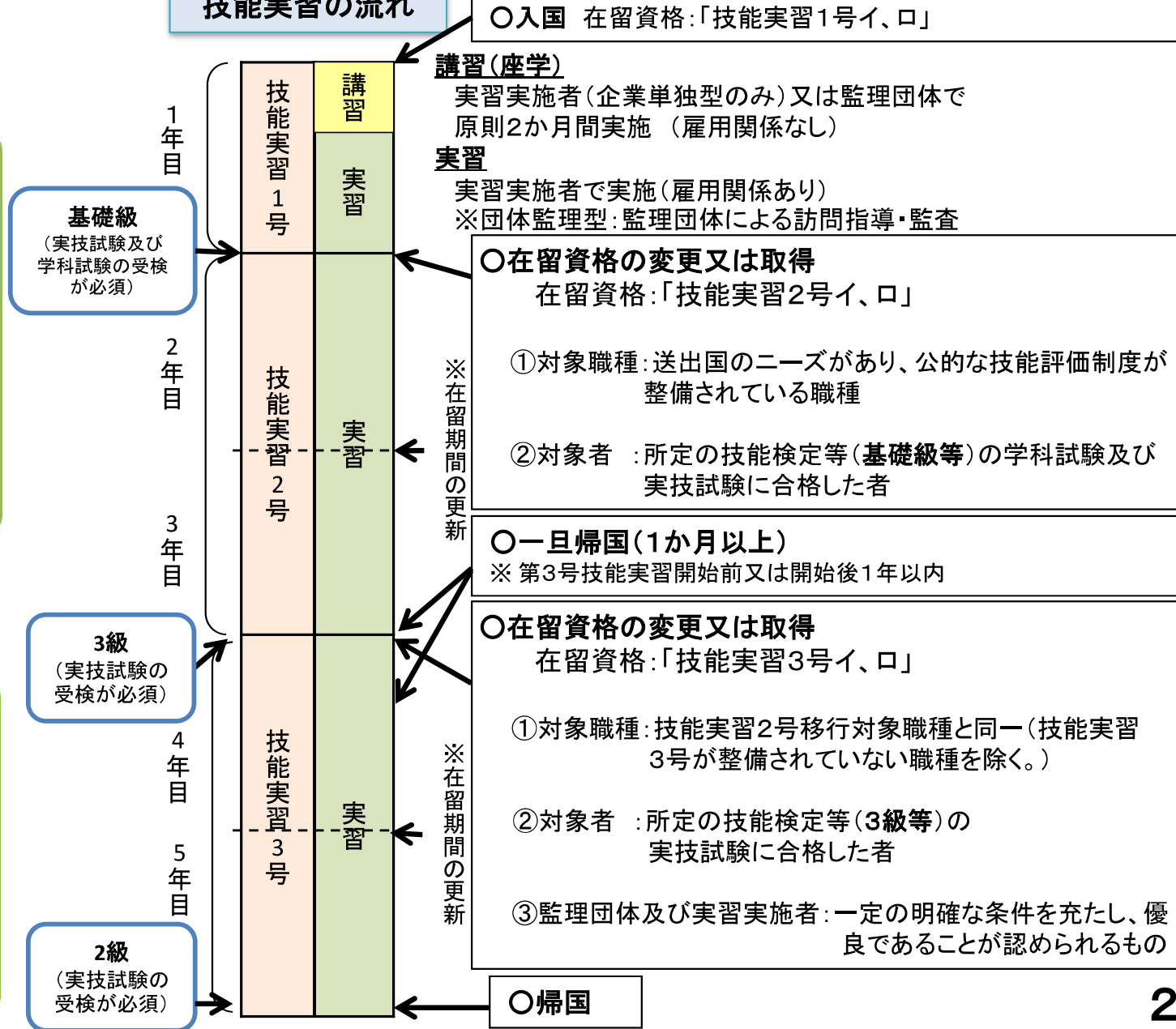
【団体監理型】 非営利の監理団体（事業協同組合、商工会等）が技能実習生を受入れ、傘下の企業等で技能実習を実施



【企業単独型】 日本の企業等が海外の現地法人、合併企業や取引先企業の職員を受け入れて技能実習を実施

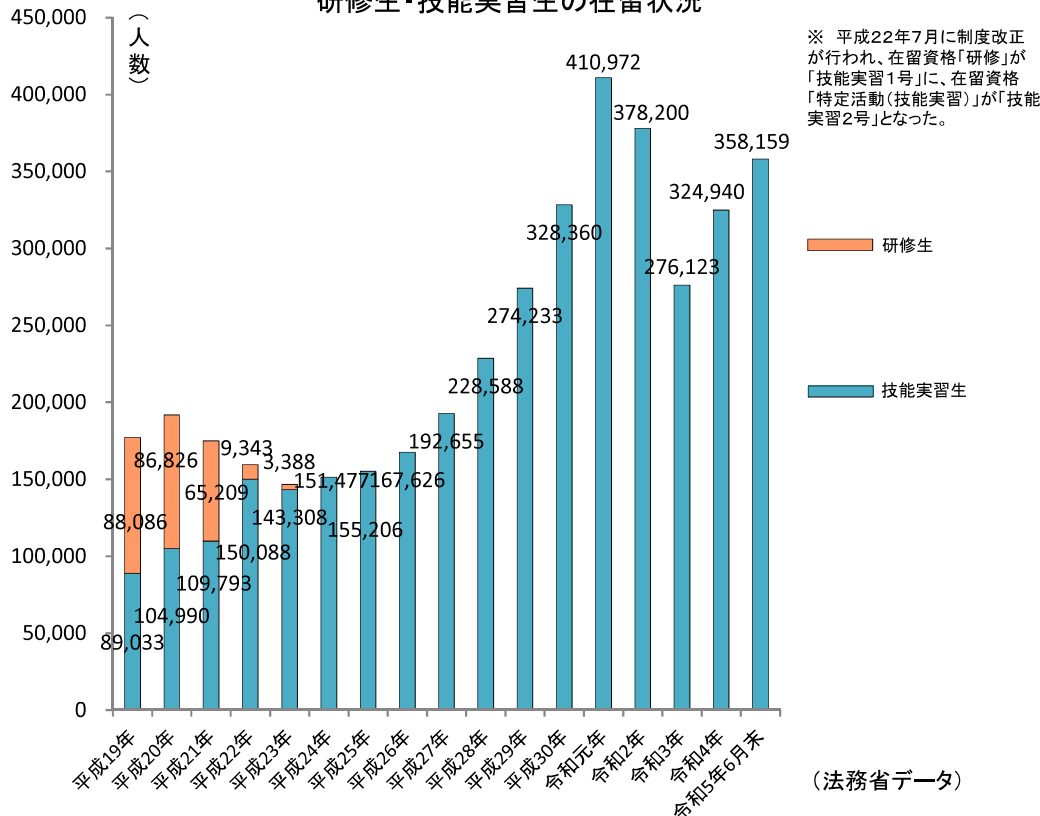


技能実習の流れ



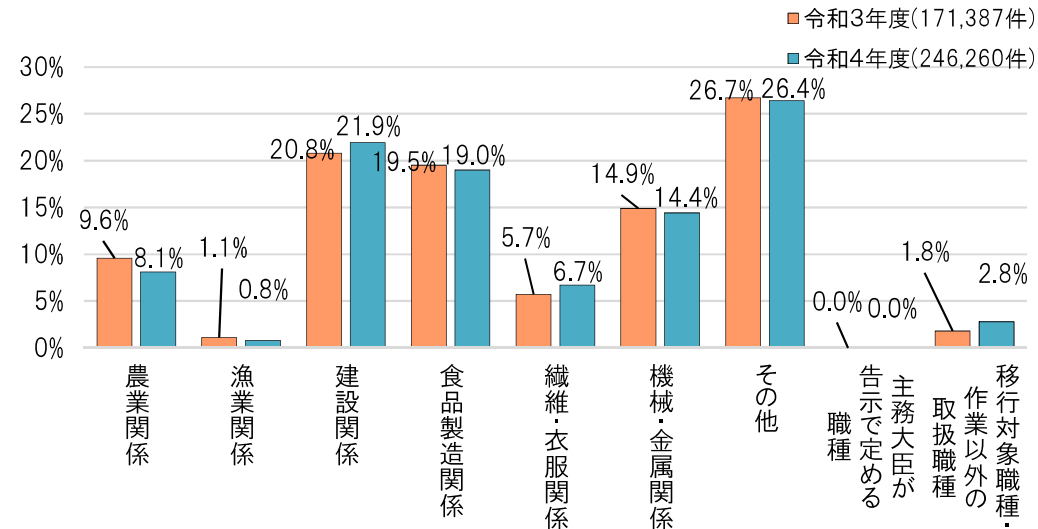
1 令和5年6月末の技能実習生の数は、358,159人

研修生・技能実習生の在留状況



3 職種別では、①建設関係 ②食品製造関係 ③機械・金属関係が多い。

職種別「計画認定件数(構成比)」



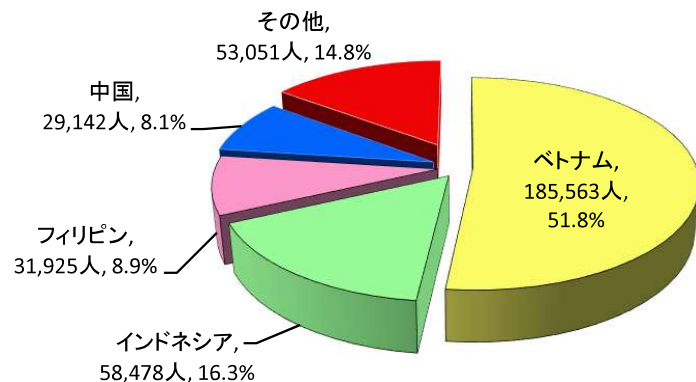
※「その他」には、家具製作、印刷、製本、プラスチック成形、強化プラスチック成形、塗装、溶接、工業包装、紙器・段ボール箱製造、陶磁器工業製品製造、自動車整備、ビルクリーニング、介護、リネンサプライ、コンクリート製品製造、宿泊、RPF製造、鉄道施設保守整備、ゴム製品製造の職種が含まれる。

※本件数は当該年度に技能実習計画の認定を受けた件数であり、未入国の者等を含むため、在留者数とは一致しない。

(令和4年度「外国人技能実習機構統計」)

2 受入人数の多い国は、①ベトナム ②インドネシア ③フィリピン

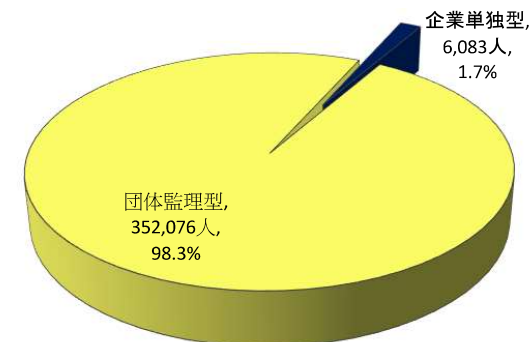
令和5年6月末 在留資格「技能実習」総在留外国人国籍別構成比(%)



(法務省データ)

4 団体監理型の受入れが98.3%

令和5年6月末「技能実習」に係る受入形態別総在留者数



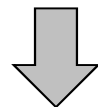
(法務省データ)

監理団体の許可

技能実習計画の認定等

監理団体
(事業協同組合等)

監理団体の許可申請



団体の体制等を予備審査

○許可基準に適合すること

- ・ 監理事業を適正に行う能力を有すること
- ・ 外部役員の設置又は外部監査の措置を行っていること など

○欠格事由に該当しないこと

- ・ 一定の前科がないこと
- ・ 5年以内に許可取消しを受けていないこと
- ・ 5年以内に出入国又は労働に関する法令に関し不正又は著しく不当な行為をしていないこと など

主務大臣（法務大臣・厚生労働大臣）
へ報告

主務大臣

監理団体の許可

技能実習計画の認定手続へ

実習実施者
+ 監理団体

実習実施者

外国人技能
実習機構

技能実習計画の作成



技能実習計画の認定申請



計画の内容や受入体制の適正性等を審査

○認定基準に適合すること

- ・ 技能実習生の本国において修得等が困難な技能等であること
- ・ 1号又は2号の技能実習計画で定めた技能検定又は技能実習評価試験に合格していること(2号又は3号の計画認定時) など

○欠格事由に該当しないこと

- ・ 一定の前科がないこと
- ・ 5年以内に認定取消しを受けていないこと
- ・ 5年以内に出入国又は労働に関する法令に関し不正又は著しく不当な行為をしていないこと など

技能実習計画の認定

技能実習生
(監理団体が代理)

在留資格認定証明書の交付申請等



法務大臣
(地方出入国在留管理局長)

在留資格認定証明書の交付等

※

※ 新規に入国する場合等は
日本大使館等へ査証申請が
必要

技能実習生の受入れ

外国人技能実習機構で行う範囲（※主務大臣等も実施可能）

実地検査

○監理団体及び実習実施者に対し、技能実習が法令等に則って実施されているか、訪問により検査を行うもの。

定期検査

○検査計画に基づき定期的に実施するもの。
※監理団体は1年に1回、実習実施者は3年に1回実施することとしている。

- ・技能実習生の実習状況や帳簿書類等の確認
- ・技能実習責任者や監理責任者、技能実習生本人等からヒアリング

臨時検査

○技能実習生からの申告や各種情報に基づき技能実習法違反が疑われるものについて、随時、実施するもの。

- ・申告や情報提供等の内容について、重点的に確認し、当事者の主張や事実関係等を整理

法令違反等あり

改善勧告・改善指導

未改善

改善

○重大・悪質な法令違反
○同種違反を繰り返す場合等

法令違反等なし

完結

主務大臣等による行政処分等

行政処分等の内容

○行政処分等を行う場合には、**事業者名等を公表**。

行政処分等の内容と効果は、以下のとおり。

監理許可・計画認定の取消し

○重大な許可・認定基準違反、法令違反等に対し、許可・認定を取り消す。
（第37条第1項、法第16条第1項）

⇒ 取消しの日から5年間は新たな監理団体の許可及び技能実習計画の認定が受けられなくなる。

事業停止命令

○許可基準違反や法令違反に対し、期間を定めて監理事業の全部又は一部の停止を命ずる。
（法第37条第3項）

⇒ 事業停止命令に従わない場合、技能実習法上の罰則の対象となる場合があるほか、許可の取消事由となる。

改善命令

○許可・認定基準違反や法令違反に対し、期限を定めて改善のための措置を命ずる。
（第36条第1項、法第15条第1項）

⇒ 改善命令に従わない場合は、技能実習法上の罰則の対象となる場合があるほか、許可・認定の取消事由となる。

※特に悪質な法令違反の場合（罰則あり）には、刑事告発

1 相談・支援体制の整備

(1) 母国語による通報・相談窓口の整備等(33頁)

- 電話のほか、メールの対応も整備。

※中国語、ベトナム語、インドネシア語、タガログ語(フィリピン語)、英語、タイ語、カンボジア語、ミャンマー語

(2) 実習先変更支援体制の構築(34～35頁)

- 実習実施者や監理団体に実習継続が困難な場合の届出義務(19条、33条)及び実習継続に関する対応義務(51条)を法律に規定。
- 機構が、技能実習生からの相談に対応し、保有情報を活用しながら、転籍先の調整も含む支援を実施。

(3) 技能実習生への一時宿泊先の提供(36頁)

- 技能実習生が、監理団体又は実習実施者が確保する宿泊施設に宿泊することができない場合に、機構が一時宿泊先を提供。
- 新たな実習先の確保等の支援も実施。

(4) 技能実習生への技能検定等の受検手続支援(37頁)

- 機構が、監理団体からの申請に基づき、試験実施機関への取次ぎ、合否結果の迅速な把握等の支援を実施。

2 罰則の整備

罰則	監理団体	実習実施者
1年以上10年以下の懲役 又は 20万円以上300万円以下の罰金	① 暴行、脅迫、監禁その他精神又は身体の自由を不当に拘束する手段によって 技能実習を強制する行為 (46条)	労働基準法に同様の規定あり (5条)
6月以下の懲役 又は 30万円以下の罰金	② 違約金等を定める行為 (47条1項) ③ 貯蓄金を管理する契約を締結する行為 (47条2項)	労働基準法に同様の規定あり (16条・18条1項)
	④ 旅券等を保管する行為 (48条1項) ⑤ 私生活の自由を不当に制限する行為 (48条2項) ⑥ 法違反事実を出入国在留管理庁長官及び厚生労働大臣に申告したことを理由とする技能実習生に対する不利益取扱い(49条2項)	

※ ④については、技能実習生の意思に反して行った場合を処罰。

※ ⑤については、解雇その他の労働関係上の不利益等を示して技能実習時間外の外出制限等を告知した場合を処罰。

「**母国語相談**」として、**曜日を決めて主要な言語により、電話やメール等で相談対応を実施。**
 また、**地方事務所・支所においても、電話又は来所による相談対応（平日 9:00～17:00）を実施。**
 さらに、技能実習生に対する**各種支援策などについて、SNS（Facebook、Twitter）、「技能実習生手帳アプリ」により、母国語等で情報を発信**（URL：https://www.otit.go.jp/sns/index.html）。

母国語相談の実施日時

技能実習生であれば、誰でも**電話、電子メール、オンライン通話（Zoom）、手紙**によって、**8か国語での申告・相談が可能**。電話料金はフリーダイヤルで無料。**令和3年4月21日より、暴行や脅迫等の人権侵害行為の相談に対応するための専用窓口（技能実習SOS・緊急相談専用窓口※）を開設。**

※ 下記電話番号にダイヤル後、自動音声アナウンスのあと「1番」をプッシュ。

対応言語	対応日時	電話番号 ※時間外は留守番電話で受付	母国語相談サイトURL ※メールでの相談はこちらで受付
ベトナム語	月～金、土 11:00～19:00 (土曜：9:00～17:00)	0120-250-168	https://www.support.otit.go.jp/soudan/vi/
中国語	月、水、金、土 11:00～19:00 (土曜：9:00～17:00)	0120-250-169	https://www.support.otit.go.jp/soudan/cn/
インドネシア語	火、木 11:00～19:00	0120-250-192	https://www.support.otit.go.jp/soudan/id/
フィリピン語	火、木、土 11:00～19:00 (土曜：9:00～17:00)	0120-250-197	https://www.support.otit.go.jp/soudan/phi/
英語	火、木、土 11:00～19:00 (土曜：9:00～17:00)	0120-250-147	https://www.support.otit.go.jp/soudan/en/
タイ語	木、日 11:00～19:00 (日曜：9:00～17:00)	0120-250-198	https://www.support.otit.go.jp/soudan/th/
カンボジア語	木 11:00～19:00	0120-250-366	https://www.support.otit.go.jp/soudan/kh/
ミャンマー語	火 11:00～19:00	0120-250-302	https://www.support.otit.go.jp/soudan/mm/

1 監理団体許可（令和6年1月31日現在）

申請件数	許可件数
4, 233件	3, 681件 うち一般監理事業（※1） 1, 994件 うち特定監理事業（※2） 1, 687件

（※1）一般監理事業とは、技能実習1号、技能実習2号及び技能実習3号の監理が可能となる事業区分であり、許可の有効期限は5年又は7年（前回許可期間内に改善命令や業務停止命令を受けていない場合）。

（※2）特定監理事業とは、技能実習1号及び技能実習2号の監理が可能となる事業区分であり、許可の有効期限は3年又は5年（前回許可期間内に改善命令や業務停止命令を受けていない場合）。

2 技能実習計画認定（令和6年1月末現在）

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度 （1月末現在） ※暫定値	累計	
申請件数	117,759件	367,783件	370,245件	241,952件	175,634件	295,215件	275,686件	1,844,274件	企業単独型（※3） 41,822件
									団体監理型（※4） 1,802,452件
認定件数	63,627件	389,321件	366,167件	256,408件	171,387件	246,260件	296,353件	1,789,523件	企業単独型 40,915件
									団体監理型 1,748,604件

（※3）企業単独型とは、日本の企業等が海外の現地法人、合併企業や取引先企業の職員を受け入れて技能実習を実施する類型。

（※4）団体監理型とは、非営利の監理団体（事業協同組合、商工会等）が技能実習生を受入れ、傘下の企業等で技能実習を実施する類型。

3 相談件数（令和4年度）

母国語相談件数 11,430件

【主な相談内容】

- 賃金・時間外労働等の労働条件に関する事（賃金未払い、過重労働、有休等） 3,049件（17.6%）
- 管理に関する事（会社からのハラスメント、私生活の不当な制限、居住環境等） 2,873件（16.6%）
- 途中帰国に関する事（強制帰国、期間満了前の帰国等） 2,401件（13.9%）
- その他の制度に関する事（他の在留資格への変更、特定技能制度に関する事、税金等） 2,035件（11.7%）
- 実習先変更に関する事（3号での実習先変更含む） 1,701件（9.8%）

※ 一件の母国語相談につき複数の相談内容を計上しているため、上記の母国語相談件数とは一致しない。

技能実習制度における建設分野の取組

令和6年3月27日

国土交通省

不動産・建設経済局 国際市場課

○建設分野の外国人材の受入れにあたっては、業種横断の基準に加え、**建設産業の特性等を踏まえ、建設分野特有の基準を設定**

課題1：建設業は、季節による**受注量の変動**が激しい業種。**日給制**で仕事がないと手取り賃金が下がる



月給制を義務化

課題2：建設業は、受注した工事ごとに**就労する現場が変わるため**、雇用主による**労務管理、就労管理が難しい**



建設キャリアアップシステムの登録義務化

課題3：現場管理は元請、労働者を雇用するのは下請の**専門工事業**者で、中小零細業者が大半



**建設業許可を要件化
受入人数枠の設定**



世界をつなぐ。未来をつくる。

出入国在留管理庁

Immigration Services Agency

技能実習制度及び特定技能制度の見直しについて

令和6年3月27日 令和5年度 建設分野技能実習に関する事業協議会

出入国在留管理庁

在留管理支援部在留管理課

Immigration Services Agency

技能実習制度及び特定技能制度をめぐる状況に鑑み、就労を通じた人材育成及び人材確保を目的とする新たな在留資格として育成就労の在留資格を創設し、育成就労計画の認定及び監理支援を行おうとする者の許可の制度並びにこれらに関する事務を行う外国人育成就労機構を設けるほか、1号特定技能外国人支援に係る委託の制限、永住許可の要件の明確化等の措置を講ずる。（公布の日から原則3年以内に施行（注1））
（注1）準備行為に係る規定は公布即施行

入管法

1. 新たな在留資格創設

- 技能実習の在留資格を廃止。「**育成就労産業分野**」(特定産業分野のうち就労を通じて技能を修得させることが相当なもの)に属する技能を要する業務に従事すること等を内容とする「**育成就労**」の在留資格を創設（注2）。

2. 特定技能の適正化

- 特定技能所属機関（受入れ機関）が1号特定技能外国人の支援を外部委託する場合の委託先を、登録支援機関に限るものとする。

3. 不法就労助長罪の厳罰化

- 外国人に不法就労活動をさせる等の不法就労助長罪の罰則を引上げ。（拘禁刑3年以下又は罰金300万円以下→5年以下又は500万円以下 ※併科可）

4. 永住許可制度の適正化

- 永住許可の要件を一層明確化し、その基準を満たさなくなった場合等の取消事由を追加。ただし、特段の事情がない限り、在留資格を変更して引き続き在留を許可。

（注2）さらに、一定基準に適合する企業の外国事業所の職員が技能等を修得するための「企業内転勤2号」の在留資格を創設。

4. その他

- 季節性のある分野において、派遣形態による育成就労の実施を認める。
- 制度所管省庁が地域協議会を組織することができるものとし、地域の実情を踏まえた取組について協議を行うものとする。
- 施行までに技能実習生として入国した者は、施行後、現段階から次の段階までの資格変更（例：1号→2号、2号→3号）を一定の範囲で認める。

育成就労法（技能実習法の抜本改正）

1. 育成就労制度の目的・基本方針

- 法律名を「外国人の育成就労の適正な実施及び育成就労外国人の保護に関する法律」(育成就労法)に改める。
- 育成就労制度は、育成就労産業分野において、**特定技能1号水準の技能を有する人材を育成**するとともに、**当該分野における人材を確保**することを目的とする。
- 政府は基本方針及び分野別運用方針を定めるものとし、分野別運用方針において、各分野の受入れ見込数を設定するものとする。

2. 育成就労計画の認定制度

- 育成就労計画の認定に当たって、育成就労の期間が3年以内（注3）であること、業務、技能、日本語能力その他の目標や内容、受入れ機関の体制、外国人が送出機関に支払った費用額等が基準（注4）に適合していることといった要件を設ける。
- 転籍の際には、転籍先において新たな育成就労計画の認定を受けるものとし、当該認定は、①やむを得ない事情がある場合や、②同一業務区分内であること、就労期間（1～2年の範囲で業務の内容等を勘案して主務省令で規定）・技能等の水準・転籍先の適正性に係る一定の要件(注5)を満たす場合(本人意向の転籍)に行う。

3. 関係機関の在り方

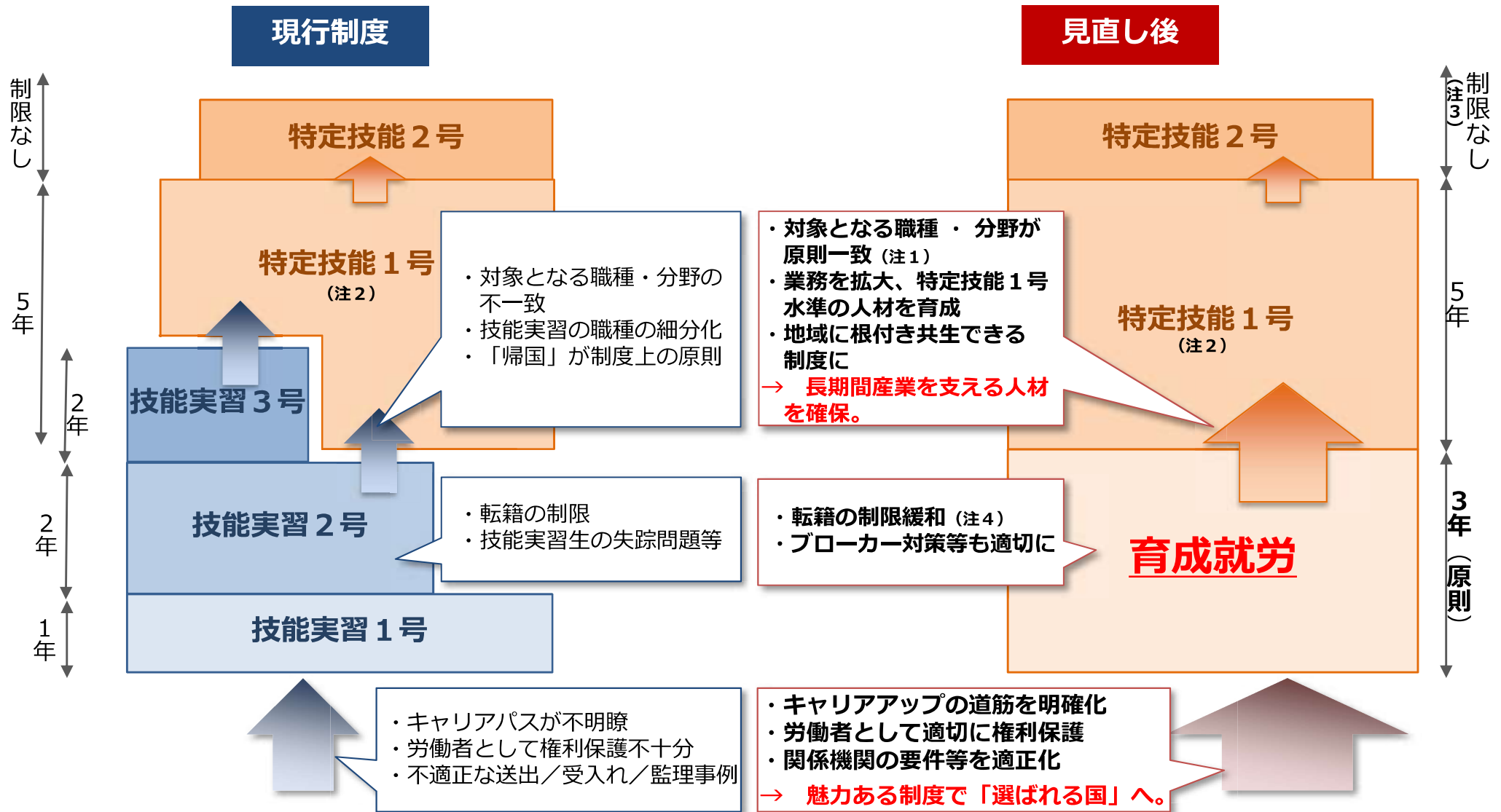
- 監理団体に代わる「**監理支援機関**」については、外部監査人の設置を許可要件とする。監理支援機関は、受入れ機関と密接な関係を有する役職員を当該受入れ機関に対する業務に関わらせてはならないものとする。
- 外国人技能実習機構に代わる「**外国人育成就労機構**」を設立。育成就労外国人の転籍支援や、1号特定技能外国人に対する相談援助業務を追加。

（注3）主務省令で定める相当の理由（試験不合格）がある場合は、最大で1年の延長可。

（注4）詳細な要件は、主務省令で定める。

（注5）詳細な要件は、主務省令で定める。具体的には、

- ・ 同一機関での就労期間については分野ごとに1年から2年の範囲で設定すること
- ・ 技能等の水準については、技能検定試験基礎級等及び分野ごとに設定するA1～A2相当の日本語能力に係る試験への合格
- ・ 転籍先が、育成就労を適正に実施する基準を満たしていることを要件とすることを予定している。



(注1) 育成就労制度の受入れ対象分野は特定産業分野と原則一致させるが、国内での育成になじまない分野は育成就労の対象外。

(注2) 特定技能1号については、「試験ルート」での在留資格取得も可能。

(注3) 永住許可につながる場合があるところ、永住許可の要件を一層明確化し、当該要件を満たさなくなった場合等を永住の在留資格取消事由として追加する。

(注4) 転籍の制限緩和の内容

- 「やむを得ない事情がある場合」の転籍の範囲を拡大・明確化するとともに、手続を柔軟化。
- 以下を要件に、同一業務区分内での本人意向による転籍を認める。
 - ・ 同一機関での就労が1～2年(分野ごとに設定)を超えている
 - ・ 技能検定試験基礎級等及び一定水準以上の日本語能力に係る試験への合格
 - ・ 転籍先が、適切と認められる一定の要件を満たす

技能実習制度及び特定技能制度の見直しにおける 業所管省庁の役割

令和6年3月27日
国土交通省
不動産・建設経済局 国際市場課

概要

- ① 受入れガイドラインや育成・キャリア形成プログラムを策定し、受入れの適正化を促進
- ② 就労開始前や就労開始1年後、育成就労制度から特定技能1号、特定技能1号から特定技能2号への移行時における、日本語能力要件の設定
(各受入れ対象分野でより高い水準の試験合格を要件とすることが可能とされている。)
- ③ 本人の意向による転籍の制限期間や転籍時における日本語能力要件の設定
 - ・受入れ対象分野ごとに、転籍の制限期間に関しては、1年から2年までの範囲で設定
 - ・転籍時における日本語能力要件に関しては、日本語能力試験N5相当の水準から特定技能1号への移行時に必要な水準の範囲内で設定
- ④ 相談窓口の設置、不適切な引き抜きを防止するための措置等、各受入れ対象分野において必要な外国人の受入れ環境の整備等に資する取組の実施

業所管省庁の役割①

① 受入れガイドラインや育成・キャリア形成プログラムの策定

該当箇所(赤字部分)

3 外国人の人材育成

(1) 人材育成の在り方

- 育成就労制度は、基本的に3年間の就労を通じた育成期間において、対象となる外国人ごとに育成就労計画を定めた上で計画的に特定技能1号の技能水準の人材に育成することを目指すものとし、適正化方策を講じた特定技能制度と連続性を持たせる。
- 育成就労制度で外国人が従事できる業務の範囲は、現行の技能実習制度よりも幅広くして特定技能制度における業務区分と同一としつつ、当該業務区分の中で修得すべき主たる技能を定めて計画的に育成・評価を行う。
- **業所管省庁は、育成就労制度及び特定技能制度の育成・キャリア形成プログラムを策定する。**
- 特定技能外国人に対する支援にキャリア形成の支援を加える。

6 その他

- 制度所管省庁は、業所管省庁との連絡調整、業所管省庁や関係機関への助言、送出国との連携の強化等、制度全体を適正に運用する上での中心的な役割を果たす。
- **業所管省庁は、受入れガイドラインや育成・キャリア形成プログラムを策定するなどして受入れの適正化を促進するほか、相談窓口の設置、不適切な引き抜きを防止するための措置等、各受入れ対象分野において必要な外国人の受入れ環境の整備等に資する取組を行う。**
(以下略)

業所管省庁の役割②

② 受入れ分野に応じた日本語能力要件の設定

該当箇所(赤字部分)

3 外国人の人材育成

(2) 人材育成の評価方法

- 育成就労制度では、外国人が就労開始前までに日本語能力 A 1 相当以上の試験（日本語能力試験 N 5 等）に合格すること又は相当する日本語講習を認定日本語教育機関等において受講することを要件とする。
- 外国人の技能修得状況等を評価するため、受入れ機関は、育成就労制度による受入れ後 1 年経過時までに技能検定試験基礎級等及び日本語能力 A 1 相当以上の試験（日本語能力試験 N 5 等。ただし、既に試験に合格している場合を除く。）を外国人に受験させる。
- 育成就労制度から特定技能 1 号への移行時には、技能検定試験 3 級等又は特定技能 1 号評価試験及び日本語能力 A 2 相当以上の試験（日本語能力試験 N 4 等）の合格を要件とし、受入れ機関が外国人に当該試験を受験させる。
- 特定技能 1 号から特定技能 2 号への移行時には、従前の特定技能 2 号評価試験等の合格に加え、日本語能力 B 1 相当以上の試験（日本語能力試験 N 3 等）の合格を要件とする。
- 上記各段階における日本語能力に関しては、**現行の技能実習制度における取扱いを踏まえ、各受入れ対象分野でより高い水準の試験の合格を要件とすることを可能とする。**
- 育成就労制度で育成を受けたものの、特定技能 1 号への移行に必要な試験等に不合格となった者については、同一の受入れ機関での就労を継続する場合に限り、再受験に必要な範囲で最長 1 年の在留継続を認める。

出典：「技能実習制度及び特定技能制度の在り方に関する有識者会議最終報告書を踏まえた政府の対応について」
令和 6 年 2 月 9 日 外国人材の受入れ・共生に関する関係閣僚会議決定

業所管省庁の役割③

③ 本人の意向による転籍の制限期間の設定

該当箇所(赤字部分)

4 外国人の人権保護・労働者としての権利性の向上

(2) 本人の意向による転籍

○ 上記(1)の場合以外は、計画的な人材育成の観点から、3年間を通じて一つの受入れ機関において継続的に就労を続けることが効果的であり望ましいものの、以下の要件をいずれも満たす場合には、同一業務区分内に限り、外国人本人の意向による転籍を認める(注)。

ア 同一の受入れ機関において就労した期間が一定の期間を超えていること

イ 技能検定試験基礎級等及び一定の水準以上の日本語能力に係る試験に合格していること

ウ 転籍先となる受入れ機関が、転籍先として適切であると認められる一定の要件を満たすこと

なお、アの「一定の期間」については、**当分の間、各受入れ対象分野の業務内容等を踏まえ、受入れ対象分野ごとに1年から2年までの範囲内で設定するものとする。**

ただし、アの「一定の期間」については、人材育成の観点を踏まえた上で1年とすることを目指しつつも、1年を超える期間を設定する場合には、当該期間を選択する受入れ機関において、就労開始から1年を経過した後には転籍の制限を理由とした昇給その他待遇の向上等を図るための仕組みを検討する。

また、育成就労制度において育成途中の外国人による特定技能1号への在留資格変更については、育成就労を経ないで特定技能1号の在留資格を得るために必要となる試験に合格し、かつ、アの要件を満たす場合に限り認める。

イの「一定の水準以上の日本語能力に係る試験」については、**各受入れ対象分野の業務内容等を踏まえ、各受入れ対象分野において、日本語能力A1相当の水準から特定技能1号への移行時に必要となる日本語能力の水準までの範囲内で設定するものとする。**

(注) 転籍が認められる要件の概要については法律で規定した上、上記アの「一定の期間」の具体的な数値や上記イ及びウの要件の具体的な内容等については主務省令等で規定予定。

(以下略)

業所管省庁の役割④

④ 相談窓口の設置、不適切な引き抜きを防止するための措置等

該当箇所(赤字部分)

6 その他

- 制度所管省庁は、業所管省庁との連絡調整、業所管省庁や関係機関への助言、送出国との連携の強化等、制度全体を適正に運用する上での中心的な役割を果たす。
- 業所管省庁は、受入れガイドラインや育成・キャリア形成プログラムを策定するなどして受入れの適正化を促進するほか、相談窓口の設置、不適切な引き抜きを防止するための措置等、各受入れ対象分野において必要な外国人の受入れ環境の整備等に資する取組を行う。
- 人権侵害行為に対しては、現行制度下でも可能な対処を迅速に行う。
- 移行期間を十分に確保するとともに丁寧な事前広報を行い、現行制度を利用している外国人や受入れ機関等に不当な不利益を生じさせず、また、制度の移行による急激な変化を緩和するため、必要な経過措置を設ける。
- 育成就労制度及び特定技能制度について、適切な情報発信等を行い、関係者の理解を促進する。
- 育成就労制度の施行後も、制度の運用状況について不断の検証と必要な見直しを行う。
- 育成就労制度を通じて、永住に繋がる特定技能制度による外国人の受入れ数が増加することが予想されることから、永住許可制度の適正化を行う。

出典：「技能実習制度及び特定技能制度の在り方に関する有識者会議最終報告書を踏まえた政府の対応について」
令和6年2月9日 外国人材の受入れ・共生に関する関係閣僚会議決定

【創設趣旨】

外国人材が日本の建設業を舞台に中長期的に活躍できる制度の活用が進んできていることを踏まえ、技能やコミュニケーションの習得が顕著な特定技能外国人、その育成に尽力された企業等、さらには、外国人材との接点を契機に新たな事業展開をされた企業の活動を称えるべく、令和5年度より、国土交通大臣表彰を創設

【表彰概要】

①優秀外国人建設技能者賞

○特定技能制度のもと、建設技能・コミュニケーションスキルの習得に関する取組が顕著であり、建設現場での指導的役割を目指す外国人技能者を表彰

②外国人材育成賞

○継続的かつ効果的に外国人建設技能者の技能及び就労環境向上に取り組んでいる企業等を表彰

③事業展開賞

○外国人材との接点を契機に新たな事業を展開している企業を表彰

【表彰実績(2023年度)】

優秀外国人建設技能者賞: 7件、外国人材育成賞: 5件、事業展開賞: 4件

【審査委員】

天瀬 光二	独立行政法人労働政策研究・研修機構副所長
金井 甲	一般社団法人日本建設業連合会常務執行役
蟹澤 宏剛	芝浦工業大学建築学部教授【委員長】
佐々木 留美子	東京大学大学院工学系研究科建築学専攻特任研究員
杉田 昌平	弁護士法人Global HR Strategy代表社員・弁護士
宮森 千嘉子	一般社団法人CQラボ主宰
柳澤 庄一	一般社団法人建設産業専門団体連合会専務理事・事務局長
吉見 和行	一般社団法人全国建設業協会労働問題専門委員会特別委員



2023年度外国人材とつくる建設未来賞(大臣表彰)受賞者

優秀外国人建設技能者賞

受賞者紹介

Recipient of Recognition

VO VAN TRIEN ヴォ ヴァン チエン さん

【国籍】ベトナム 【在留資格】特定技能2号

【受入建設企業】大久保鉄筋工業株式会社

(佐賀県小城市)

【職種】土木、建築(鉄筋施工)



受賞コメント

受賞した時は本当にうれしくて感動しました。多くの先進技術を持った日本で、沢山のことを学び、自分を更に成長させることができました。社長をはじめ、会社の皆さんには沢山のことを教えていただき感謝しています。

後輩への応援メッセージ

Bạn đừng quên mục tiêu khi đến Nhật Bản . Hãy chăm chỉ ngay từ bây giờ .
日本に来た時の目標を忘れずに、今を一生懸命大切に過ごしてください。

評価ポイント

- ・一級鉄筋施工技能士(優秀者として佐賀県知事賞を受賞)・日本語能力試験N2。
- ・施工前の各現場の検討会で施工方法を提案。
- ・「社内安全品質パトロール」に参加し、現場を指導。
- ・本人よりも経験年数が多い日本人の従業員も指導。
- ・現場責任者として打合せに参加。現場監督より評価され指名されることも多い。

会社・指導者からのお祝いコメント



ハイさんとの同時受賞、おめでとうございます。

チエンさんは、優しさを持ち前の明るさで、誰とでもすぐ仲良くなれる「技」を持つ職人です。また、技能検定2級合格の際は「特別知事賞」、1級合格の際には「知事賞」と優秀な成績で周囲を圧倒させました。周りを見極める洞察力に長けており、常に綿密な段取りで仕事に取り組む姿勢は社員のお手本です。これからも「夢」を追い続けて下さい。

外国人材育成賞

受賞企業紹介

Award-winning company

【会社名】株式会社 兼藤

【所在地】東京都品川区 【会社設立】1970年9月

【代表取締役】安藤 公一 安藤 豪

【事業内容】内装仕上り工事、建築工事

【従業員数】58名

評価ポイント

- ・個人ごとの育成計画を作成し、具体的な目標・支援内容を明記。
- ・年3回の面談・指導者講習会を実施し、各自の成長を確認。
- ・職長に向け経験を積ませながら、技能大会の出場や資格取得を支援。
- ・技能検定、日本語能力試験に向け、社内で過去問学習や模擬試験を実施。
- ・技能検定受検料・講習会費用を支給し、技能資格・日本語能力に応じた手当も支給。

受賞コメント

この度は、輝かしい賞を頂戴し、誠に光栄に思います。2015年に受入を始め9年目となる現在、特定技能外国人を含め19名の若者たちが在籍しています。今後もこれまでの経験を活かし、社員一同、新しい仲間たちと一緒に更に、活躍の場を広げることができるよう精進して参ります。

外国人技能者への期待

国家資格の取得はもちろん、自身の技術向上、日本語能力の上達、そして指導者としての統率力を発揮し、経験を活かして言葉や文化の垣根を越え、新しく参入する若い人材たちが憧れる存在に成長してもらえる事を期待しています。

